

# 大東市障害福祉計画（第7期）

（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））

令和6年（2024年）3月

大東市



## ごあいさつ



大東市では、令和3年（2021年）3月に「大東市障害福祉計画（第6期）」を策定し、「第4次大東市障害者長期計画」の基本理念であります「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」の実現に向けて、障害のある人への支援の充実に努めてまいりました。

一方、国においては、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」及び「障害者差別解消法」の改正や「医療的ケア児支援法」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、障害のある人への施策はめまぐるしく変化しております。

このような状況のもと、本計画は「大東市障害福祉計画」の第7期にあたるものであり、今後3年間にわたる本市の障害福祉施策の羅針盤となるものです。

本計画の策定にあたっては、「第4次大東市障害者長期計画」の基本理念を踏まえるとともに、国及び大阪府の基本指針に則して、これまでの障害福祉計画の進捗状況の分析や評価を行いました。また、アンケート調査や団体及び事業所へのヒアリングなどを通して、障害当事者を含む多くの方々からの貴重なご意見を頂戴いたしました。

本市といたしましては、これらを踏まえまして、障害のある人お一人おひとりのご意向を最大限尊重し、障害福祉サービス等が適切に提供されるよう本計画を推進していくとともに、様々な障害福祉施策を総合的に実施していくことで「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」を推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「大東市障害福祉計画作成市民会議」の皆様や、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

大東市長 東坂 浩一

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の対象 .....	1
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	3
5 基本理念 .....	4
6 障害のある人が地域で安心して暮らしていくための基本視点 .....	5
7 SDGsとのつながり .....	8
8 計画の策定体制 .....	9
(1) 大東市障害福祉計画作成市民会議 .....	9
(2) 大東市障害福祉計画策定委員会 .....	9
(3) 大東市障害者総合支援協議会 .....	9
(4) 市民アンケート調査の実施 .....	9
(5) 団体・事業所へのアンケート調査・ヒアリング調査の実施.....	10
第2章 障害のある人を取り巻く現況と課題 .....	11
1 本市の人口と世帯の構造 .....	11
2 障害のある人の状況 .....	12
(1) 手帳所持者数の推移 .....	12
(2) サービス支給決定者数の推移 .....	14
3 当事者、団体及び事業所への調査結果の概要 .....	15
(1) 当事者アンケート調査からみるニーズ .....	15
(2) 団体アンケート調査からみるニーズ .....	21
(3) 事業所アンケート調査からみるニーズ .....	23
(4) 事業所・団体ヒアリング調査の結果 .....	27
第3章 事業計画 .....	29
1 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために .....	29
(1) グループホーム等住まいの場の確保 .....	29
(2) 雇用・就労の支援 .....	29
2 地域生活への移行と就労等に関する目標 .....	30
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	30
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	32
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	35
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 .....	36
3 障害児支援の提供体制の整備等 .....	41
(1) 第2期障害児福祉計画の達成状況 .....	41

4	相談支援体制の充実や障害福祉サービス等の質の向上など	42
	(1) 相談支援体制の充実・強化等	42
	(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	44
5	障害福祉サービスの充実	46
	(1) 訪問系サービス	46
	(2) 日中活動系サービス	52
	(3) 居住系サービス	64
	(4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）	68
6	地域生活支援事業の充実	72
	(1) 必須事業	72
	(2) 任意事業	86
	(3) その他の事業	90
7	児童福祉法に基づくサービスの充実	93
	(1) 通所支援事業	93
	(2) 発達障害児者に対する支援	99
	(3) 子ども・子育て支援事業のサービス	100
<b>第4章 制度の円滑な推進</b>		<b>101</b>
1	サービス利用の環境整備	101
	(1) 情報提供・相談支援の充実	101
	(2) サービスの質の確保	101
2	計画の推進	102
	(1) 障害のある人への理解促進と計画の広報・周知	102
	(2) 地域や医療機関、企業等との連携	102
	(3) 関係機関・庁内の推進体制の充実	102
	(4) 大阪府・近隣自治体との連携	102
	(5) 計画の進行管理	102
<b>資料編</b>		<b>103</b>
1	計画の策定経過	103
2	用語の説明	110



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

大東市障害福祉計画は、障害のある人が年齢や障害の種別等にかかわらず、一人ひとりの意思決定に基づく自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスの基盤整備を計画的に進めるための計画です。

これまで、平成18年度（2006年度）から3年を1期とした計画を策定し、第6期まで策定してきました。第6期の計画期間が令和5年度（2023年度）で満了するため、計画の進捗状況や国の制度改革、障害のある人のニーズ、障害福祉サービス事業所の抱える課題等を踏まえ、新たな目標を設定するとともに、その達成に向けた取組を計画的に推進していく必要があります。

このため、「大東市障害福祉計画（第7期）」を策定し、障害福祉の充実に向けて令和8年度（2026年度）の目標を定めるとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童通所支援事業等の各事業量の設定など、障害のある人の生活を支えるための具体的な取組を明らかにするものです。

## 2 計画の対象

この計画の根拠法である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年（2005年）法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）は第4条第1項において、「障害者」を、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病等患者でそれぞれ18歳以上の者としています。これに関し、障害者手帳の所持は、身体障害のある人を除き、障害者総合支援法に基づく給付の要件とされていないため、知的障害のある人、精神障害のある人、難病等患者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象となります。

また、「児童福祉法」（昭和22年（1947年）法律第164号）は、児童を満18歳に満たない者と定義し、同法第4条第2項において、「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）、難病等患者であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童としています。

#### 障害者総合支援法第4条

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年（2004年）法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

#### 児童福祉法第4条第2項

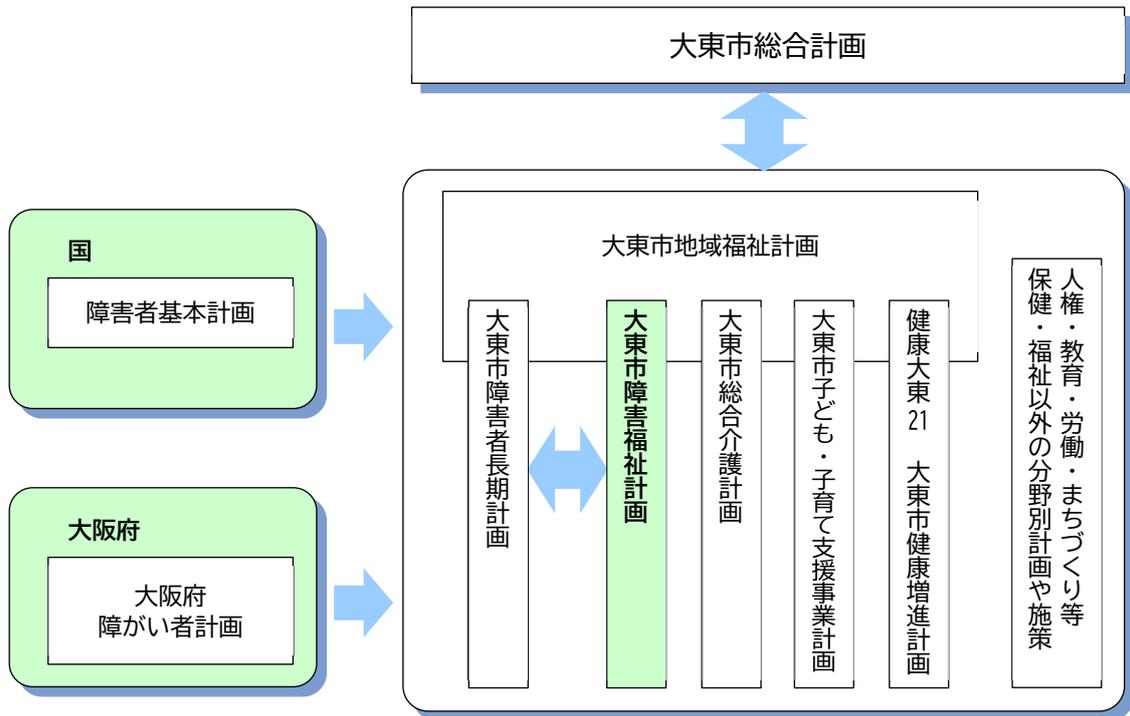
この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年（2004年）法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年（2005年）法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして作成する法定計画です。平成28年（2017年）3月に策定した「第4次大東市障害者長期計画」は、今後の障害者施策の基本的な方向と総合的な取組を示すものとして位置づけられるのに対して、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、これまでの障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児通所支援事業等に関する実績や現状を分析するとともに、ニーズ等を的確に把握し、それらのサービス見込量について定めるものです。

この計画は、国の「障害者基本計画」及び「大阪府障がい者計画」との整合性に留意しています。また、「大東市総合計画」を上位計画とし、「大東市地域福祉計画」、「大東市総合介護計画」、「大東市子ども・子育て支援事業計画」、「健康大東21 大東市健康増進計画」等の関連計画等との整合性を図ります。

■本計画と他計画の関係



4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

令和8年度（2026年度）を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの各年度の障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援等の各分野における取組の状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、同計画の目標を実現していくために取り組むこととなります。

■計画の期間

年度	平成 21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和 元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)
大東市障害福祉計画	第2期		第3期			第4期			第5期			第6期			第7期			
大東市障害者長期計画	第3次（平成18(2006)～27(2015)年）						第4次（平成28(2016)～令和7(2025)年度）										第5次	

## 5 基本理念

本計画においても、平成28年(2016年)3月策定の「第4次大東市障害者長期計画」の基本理念であり、計画のめざすべき社会像である「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」を踏まえます。

また、この計画では、障害のある人の自立と社会参画の実現をめざし、自己決定の尊重と意思決定の支援への配慮を基本として、障害のある人が、障害福祉サービスや児童通所支援等を適切に利用して、地域生活への円滑な移行や就労、児童の健やかな育成が促進されるよう、サービス提供体制の整備を図ることを基本とします。

さらに、本計画の上位計画である「大東市地域福祉計画」にも掲げている「地域共生社会」の実現のために、地域住民による支えあいと公的支援が連動した地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、市民が抱える生活上の課題を解決し、自立した生活を送ることができるような支援体制づくりを推進していきます。

### <計画のめざす姿>

障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、  
すべての人が共に支えあい共に生きる社会

#### 地域共生社会

これまで、様々な社会変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性に対応して、障害者、子ども、高齢者などの対象者ごと、または必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と充実が図られてきました。昨今、多岐にわたる分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

## 6 障害のある人が地域で安心して暮らしていくための基本視点

本市における障害のある人が地域で安心して暮らしていくための総合的な計画である大東市障害者長期計画の基本理念を実現するため、サービス基盤整備に取り組む際の基本視点として、国及び大阪府の基本指針等を踏まえて以下を設定します。

### 基本視点1 障害のある人の人権と自己決定の尊重及びユニバーサルデザインの推進

人権とは、人間の尊厳に基づき誰もが持つ固有の権利であることから、障害のある人に対する重大な人権侵害である差別や虐待をなくすために、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、社会を構成するすべての人々が、自己決定に基づき、社会において幸福な生活を営む権利を有しています。

障害のある人の意思表示や意思決定を支援するとともに、施策展開にあたっては、障害のある人の人権、自己決定権の最大限の尊重に留意しながら取組を進めます。

また、障害・年齢・性別・文化・言語・国籍などにかかわらず、誰もが快適に利用できるサービス・製品や、求める情報にアクセスできる環境が整備された社会をめざすユニバーサルデザインの考え方やバリアフリー化を推進し、環境の整備に努めていきます。

### 基本視点2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施と充実

身体・知的・精神（発達障害・高次脳機能障害・強度行動障害を含む。）に障害のある人並びに難病患者等に対し、地域で必要なサービスを受けることができるように、必要な情報提供を行いサービスの活用を促進するとともに、これまでの障害福祉サービス、障害児通所支援や地域生活支援事業等の現状やニーズを把握し充実に努めていきます。

難病患者についても、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえた取組を推進します。

### 基本視点3 入所・入院から地域生活への移行・継続の支援及び課題に対応したサービス提供体制の整備

入所・入院から地域生活を希望する障害のある人が地域生活へ移行し、その暮らしが継続できるように、必要な障害福祉サービスの提供に努めます。また、ライフステージや環境の変化に応じた中長期的な相談支援体制等を整備するとともに、障害福祉、保健、医療等の関係機関が連携し、安心して本人が望む暮らしができる包摂的な社会の実現に向けた取組を進めます。重度化・高齢化に対応したグループホームの充実など地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保に努めます。さらに精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

### 基本視点4 地域共生社会の実現に向けた取組

障害のある人がサービスの受け手だけでなく、地域福祉の支え手にもなることを念頭

において仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に向けて包括的な支援体制の構築に取り組みます。そのために、①地域の様々な相談を受け止め、自ら対応したはつなぐ機能、多機関協働の中核的機能や継続的につながり続ける伴走型支援の機能を備えた相談支援の充実、②相談支援と一体的に行う就労、居住支援など多様な社会参加に向けた支援、③交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能の強化に努めます。

### **基本視点5 障害児の健やかな育成のための発達支援**

地域や入所施設で生活している障害児への支援においては、乳幼児期から一貫した保育・教育を、一人ひとりの障害特性や教育ニーズに応じて行っていくとともに、インクルーシブ教育の充実が求められています。そのためには、就学前教育・保育施設及び学校における教職員の障害理解と個別最適な学びの支援が行える障害児保育・教育の質の向上に努めます。

また、早期に適切な療育が行われるよう、早期発見、早期支援の取組促進並びに、保健、医療、障害福祉サービス事業所等と連携し、切れ目のない支援を提供する体制の構築やライフステージに応じた対応力の強化を図ります。医療的ケア児に対する支援においては包括的な支援体制の構築をめざします。

### **基本視点6 障害福祉人材の確保・定着**

将来にわたって事業所が利用者の安全確保に向けた取組や安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、サービス提供体制の確保と併せてそれを担う人材確保・定着が重要です。そのため専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進について検討し、実現に向けた取組を進めるとともに、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報や事務負担の軽減・業務の効率化等の支援に努めていきます。

### **基本視点7 障害のある人の多様な社会参加への支援**

障害のある人の生活の質の向上と自己実現欲求に応えるために、障害のある人の多様なニーズを踏まえて、スポーツ活動や文化芸術の鑑賞、創作や発表等の多様な活動に参加する機会の確保、また視覚障害者等の読書環境の整備等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮と余暇活動の充実に取り組みます。関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

### **基本視点8 障害児者等に対する虐待の防止**

虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報、その後の速やかな障害児者等の安全確認や事実確認を行い、終結に至るまで適切に対応していくことが重要となります。

そのため本市や障害者虐待防止センターが中心となり、高齢者・児童の虐待防止の関連機関、定期的な訪問を実施する相談支援事業所等が連携しサービス提供により本人や

養護者等の状況を把握します。その上で、早期に虐待の兆候を察知することができるよう大東市障害者虐待防止連絡会議を定期的開催し、情報交換を行うなど有効に機能するよう活用し、虐待防止のネットワークを構築していきます。

また、本市における様々な虐待事例の傾向、発生要因の分析や虐待防止の体制を検証し、研修の開催等の啓発に関する取組を通じて虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止に取り組んでいきます。

加えて、状況が切迫し直ちに対応が必要となる虐待事案が発生する可能性があることから、引き続き相談・通報体制の充実に努めていきます。

### 基本視点9 障害を理由とする差別の解消の推進

日常生活や社会生活における障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くために、障害者差別の解消に向けた取組を推進していくことが重要となります。

本市においては、障害を理由とする差別の解消を図るための定期的な啓発活動などを行うとともに、事業所などに対する合理的配慮の必要性の周知徹底及び差別事案の解決に向けた相談体制を強化します。

また、地域での主体的な取組を促進するために、大東市障害者総合支援協議会において相談事例や差別解消に向けた取組の情報共有等を引き続き実施します。

国の基本指針における基本的理念	第5次大阪府障がい者計画の基本原則
①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援 ⑥障害福祉人材の確保・定着 ⑦障害者の社会参加を支える取組定着	①障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 ②多様な主体の協働による地域づくり ③あらゆる分野における大阪府全体の底上げ ④合理的配慮によるバリアフリーの充実 ⑤真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

## 7 SDGsとのつながり

国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改定版（令和元年（2019年）12月20日）」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

本市では「大東市総合計画」において、SDGsの理念「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に通じる「人権尊重の考え方」をあらゆる政策の根幹に据えてまちづくりを進めていくこととしています。本計画においてもこの考え方を尊重するとともに、大東市総合計画において重点目標とされているSDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」に加えて、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」等の実現に向けて、持続可能な障害者施策を推進していきます。



## 8 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、市民の参画を得るとともに、市民ニーズを踏まえるため、以下の策定体制のもと、検討を行いました。

### (1) 大東市障害福祉計画作成市民会議

障害福祉計画の策定及び実施にあたっては、障害のある人やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠であることから、学識経験者をはじめ障害者（児）団体、障害当事者、サービス提供事業者、一般企業関係者、地域自立支援関係者、市民からなる大東市障害福祉計画作成市民会議を設置し、審議しました。

### (2) 大東市障害福祉計画策定委員会

庁内関係各課からなる大東市障害福祉計画策定委員会を設置し、審議しました。

### (3) 大東市障害者総合支援協議会

障害福祉計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第88条第9項において、同法第89条の3第1項に規定する協議会の意見を聴くよう努めることが規定されていることを踏まえ、大東市障害者総合支援協議会に意見等を伺いました。

### (4) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者（児）の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

#### ①調査時期

令和5年（2023年）8月1日～8月20日

#### ②回答結果

対象	対象者数	有効回答数	有効回答率
18歳未満で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者及び障害福祉サービス利用者	286	103	36.0%
18歳以上で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者及び障害福祉サービス利用者	872	357	40.9%
年齢無回答		10	-
合計	1,158	470	40.6%

## (5) 団体・事業所へのアンケート調査・ヒアリング調査の実施

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供に関する現状と課題を把握するため、団体・事業所に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

### ①アンケート調査時期

令和5年(2023年)8月8日～9月1日

### ②アンケート調査回答結果

区 分	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
団 体	6	5	83.3%
事業所(法人)	98	44	44.9%
合 計	104	49	47.1%

### ③ヒアリング調査

令和5年(2023年)9月29日・10月11日

### ④ヒアリング調査対象

3団体 1法人

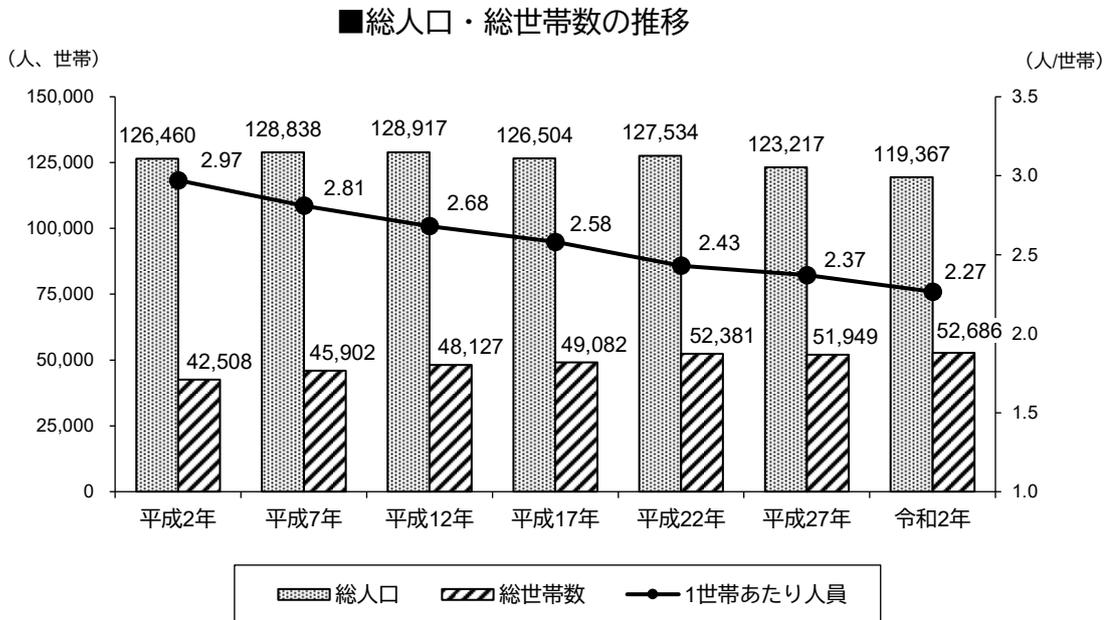
## 第2章 障害のある人を取り巻く現況と課題

### 1 本市の人口と世帯の構造

本市の平成2年（1990年）以降の総人口の推移を国勢調査結果でみると、平成12年（2000年）までは増加を続けていましたが、平成17年（2005年）には減少に転じ、平成22年（2010年）に一時的な増加がみられるものの、令和2年（2020年）には119,367人と12万人を割り込んでいます。

総世帯数は増加傾向が続いていますが、平成27年（2015年）には前回調査を下回るなど伸びが緩やかになっています。

1世帯あたりの人員は減少を続け、平成2年（1990年）の2.97人が、平成22年（2010年）に2.43人と2.5人を割り、令和2年（2020年）には2.27人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

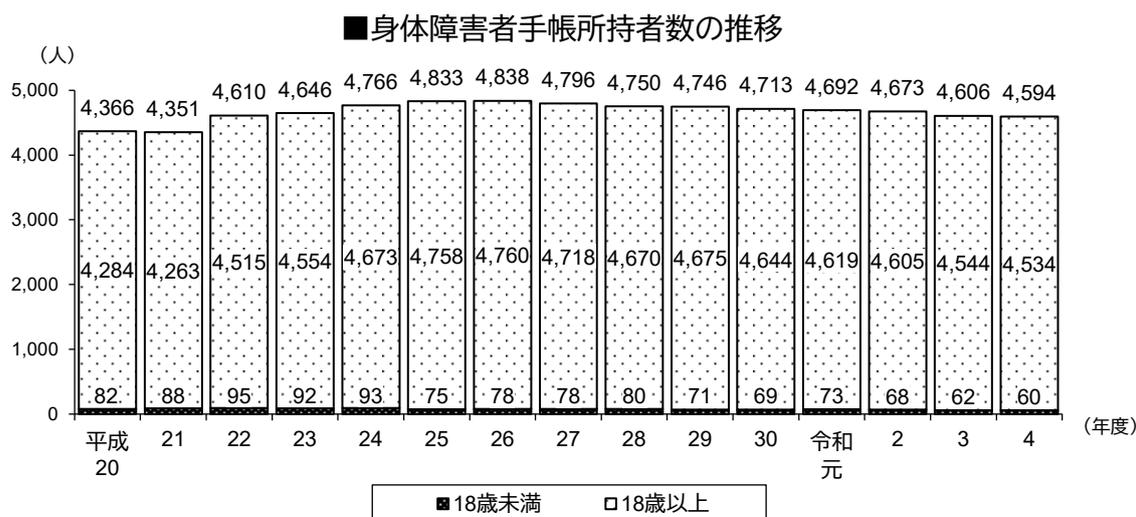
注：世帯数には施設等を含む。

## 2 障害のある人の状況

### (1) 手帳所持者数の推移

#### ①身体障害者手帳所持者数の状況

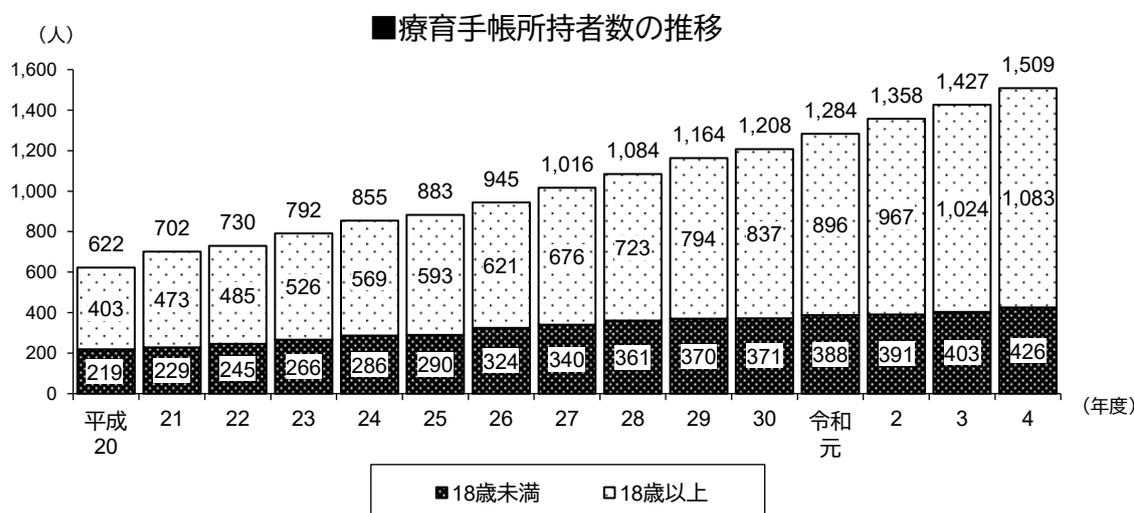
身体障害者手帳所持者数についてみると、増加傾向を示していましたが、平成26年度（2014年度）の4,838人をピークに平成27年度（2015年度）以降は減少し、令和4年度（2022年度）には4,594人となっています。年齢区分でみると、18歳未満が60人、18歳以上が4,534人となっています。



資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）

#### ②療育手帳所持者数の状況

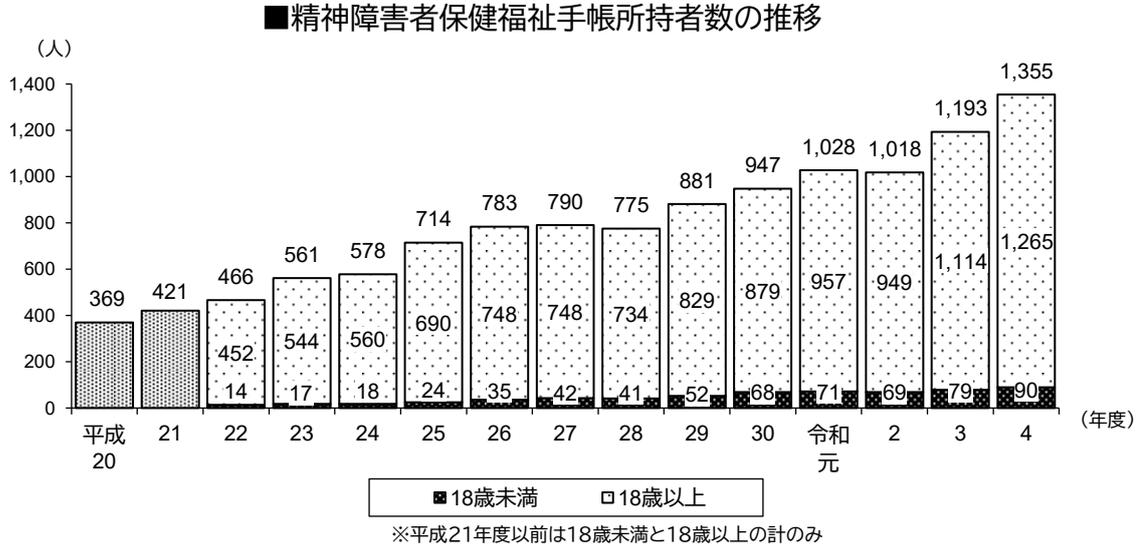
療育手帳所持者数についてみると、年々増加を続けており、令和4年度（2022年度）には1,509人となっています。年齢区分でみると、18歳未満及び18歳以上ともに増加の傾向にあり、令和4年度（2022年度）は18歳未満が426人、18歳以上が1,083人となっています。



資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）は1,355人で、令和2年度（2020年度）の1,018人から337人増加しています。年齢区分で見ると、令和4年度（2022年度）では、18歳未満が90人、18歳以上が1,265人となっています。



資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）

## (2) サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数は、令和5年(2023年)8月16日現在で延べ2,201人、実人員1,279人となっており、障害児通所サービスの支給決定者数は、令和5年(2023年)8月16日現在で延べ773人、実人員724人となっており、両サービスとも年々増加しています。

■サービス支給決定者数 (単位：人)

サービス種類	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	506	519	532
うち居宅における身体介護	159	161	164
うち通院介護(身体介護を伴う)	165	175	177
うち家事援助	161	167	174
うち通院介護(身体介護を伴わない)	16	14	15
うち通院等乗降援助	5	2	2
重度訪問介護	14	14	15
行動援護	1	1	1
同行援護	67	70	71
療養介護	12	13	12
生活介護	408	416	432
短期入所 児童	46	46	46
者	256	256	268
重度障害者等包括支援	0	0	0
施設入所支援	62	64	64
介護給付 計	1,372	1,399	1,441
自立訓練(機能訓練)	0	4	4
自立訓練(生活訓練)	20	15	13
宿泊型自立訓練	1	1	1
就労移行支援	40	68	66
就労継続支援(A型)	159	154	150
就労継続支援(B型)	215	260	271
就労定着支援	28	29	29
共同生活援助	198	223	226
訓練等給付 計	661	754	760
介護給付 訓練等給付 計	2,033	2,153	2,201
実人員	1,178	1,251	1,279
児童発達支援	192	210	196
医療型児童発達支援	13	11	7
放課後等デイサービス	438	462	507
保育所等訪問支援	74	56	63
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
障害児通所給付 計	717	739	773
実人員	655	695	724

注：令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)は各年度末、令和5年度(2023年度)は令和5年(2023年)8月16日現在(転居・途中サービス終了者等を含む。)

### 3 当事者、団体及び事業所への調査結果の概要

#### (1) 当事者アンケート調査からみるニーズ

##### ①本人の属性について

図 障害の状況

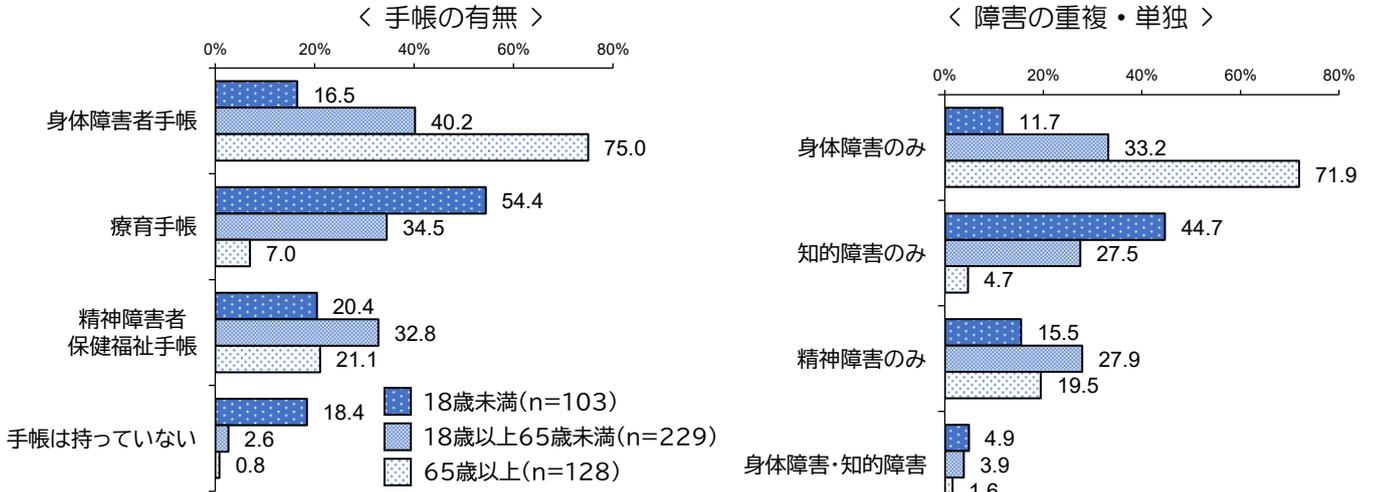
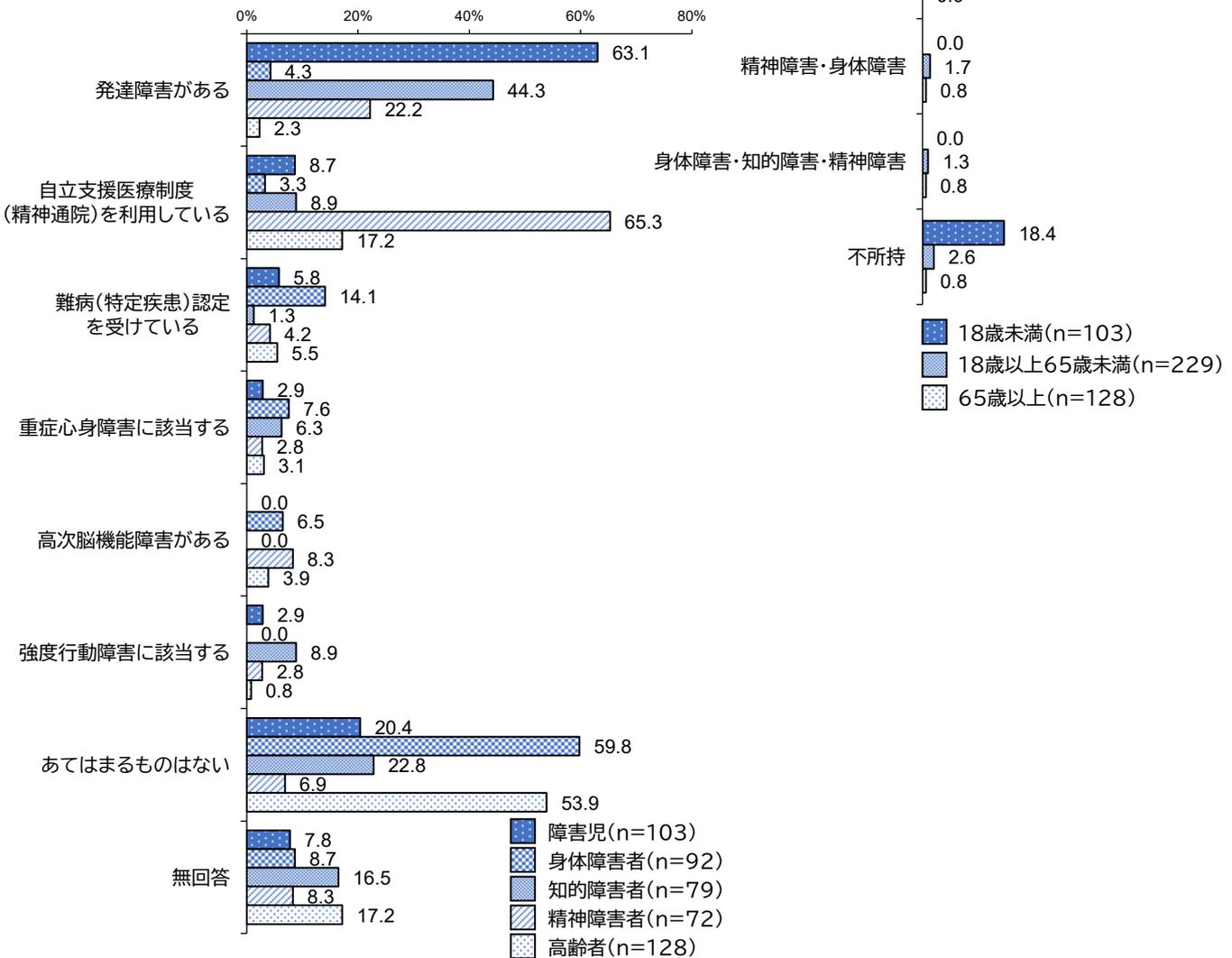


図 その他の障害・難病認定の状況



## ②生活について

■介助の必要性は、障害児・知的障害者では「お金の管理」と「薬の管理」、身体障害者では「外出」、精神障害者では「お金の管理」、高齢者では「外出」と「お金の管理」が多数

障害児は「食事」、「トイレ」、「衣服の着脱」、「家の中の移動」はひとりでできる割合が70%を超えていますが、「お金の管理」と「薬の管理」はできない割合が50%以上を占めています。

身体障害者は、ひとりでできる割合が「外出」で60%台のほかは70%以上です。

知的障害者は「食事」、「トイレ」、「衣服の着脱」、「家の中の移動」はひとりでできる割合が70%を超えていますが、「お金の管理」と「薬の管理」はできない割合が約40%と高くなっています。

精神障害者は「外出」、「家族以外の方との意思疎通」、「お金の管理」以外はひとりでできる割合が70%を超えています。

高齢者は「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」に介助の必要性が高い状況です。

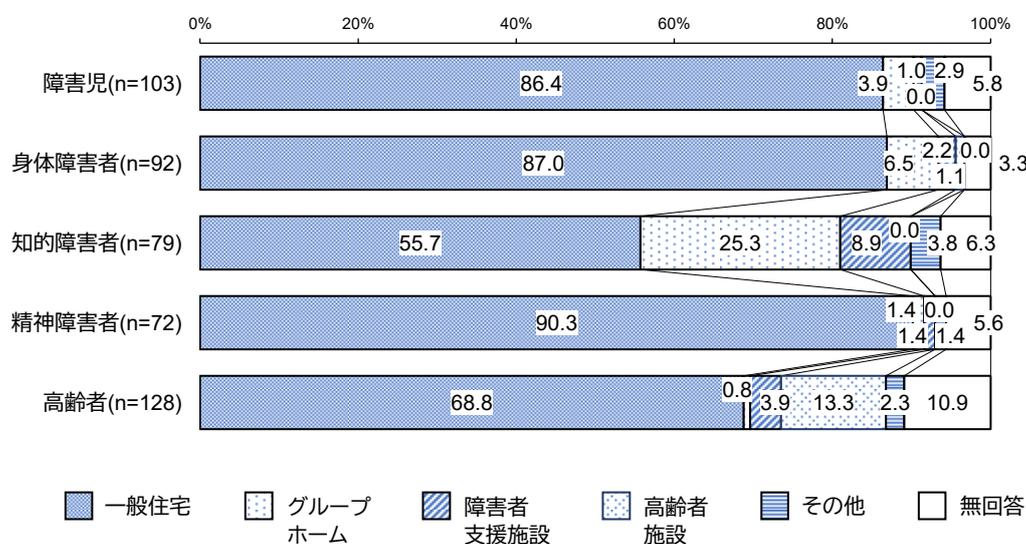
■現在は「家族もしくは配偶者・パートナーと同居している」が多いが、今後は「共同生活」、「ひとり暮らし」などの希望が一定数ある

現在は「父母・祖父母・兄弟・姉妹などの家族」もしくは「配偶者またはパートナー」と「一般住宅」で暮らしている人が多く、今後も家族といっしょに自宅で暮らしたい人が多い一方、身体障害者、精神障害者、高齢者は「いない（ひとりで暮らしたい）」がそれぞれ20%台となっています。

今後暮らしたい場所は、知的障害者では「グループホーム」、高齢者では「高齢者施設」が「一般住宅（自宅）」に次いで高くなっています。

希望する暮らしのためにあればよい支援は、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「相談対応などの充実」などが多く挙げられています。

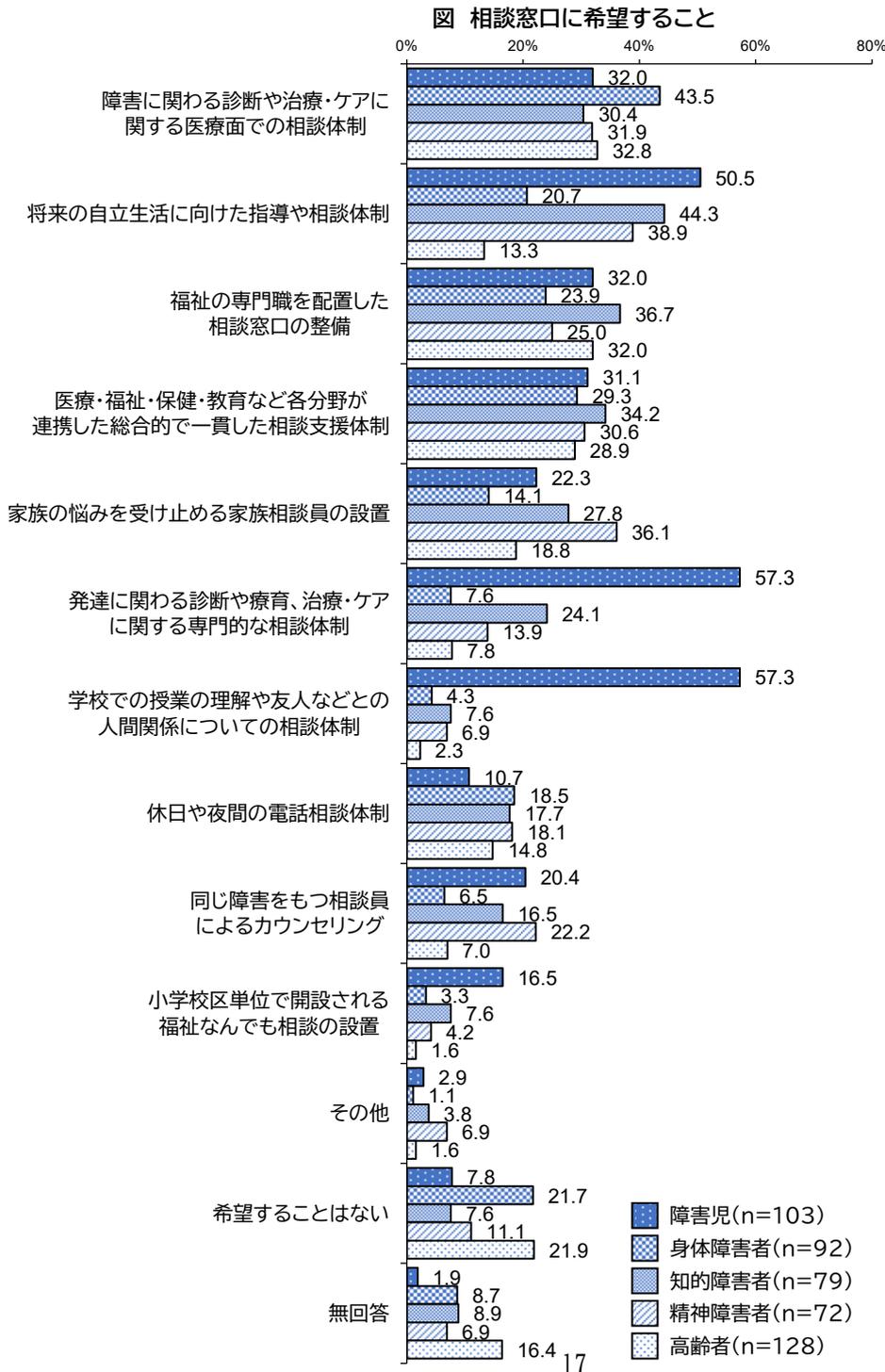
図 今後暮らしたい場所



■相談相手は「家族・親せき」以外は多岐にわたる

困ったときの相談相手は、「家族・親せき」が最も高くなっています。次いで、障害児は「保育所・幼稚園・学校の先生」、身体障害者は「友人・知人」、知的障害者は「相談支援事業所」や「サービスを受けている施設、作業所、事業所の人」、精神障害者は「医師・看護師」、高齢者は「ケアマネジャー」が高くなっています。

相談窓口に希望することは、障害児は「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談体制」と「学校での授業の理解や友人などとの人間関係についての相談体制」、身体障害者と高齢者は「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談体制」、知的障害者と精神障害者は「将来の自立生活に向けた指導や相談体制」が最も高くなっています。



■差別や偏見を感じた割合は高く、内容は仕事・収入と人間関係において多い

全体では「よく感じる」「ときどき感じる」「すこし感じる」を合わせると56.4%に上ります。そのうち「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた割合が高いのは、障害児の約35%、知的障害者と精神障害者の約45%となっています。差別や偏見の内容は、身体障害者は「仕事や収入」、身体障害者以外では「人間関係」が多くなっています。

本市における福祉サービスの利用や障害のある人の生活環境は「わからない」が半数以上を占めているものの、知的障害者と精神障害者では「前進した」と「どちらかといえば前進した」を合わせて約25%となっています。

③障害福祉サービスなどについて

現在利用しているサービスと今後利用したいサービスで、最も回答割合が高いサービスは以下のとおりとなっています。

	現在利用している		今後利用したい	
障害児	放課後等デイサービス	64.1%	就労移行支援	46.6%
身体障害者	計画相談支援	14.1%	相談支援事業	17.4%
知的障害者	計画相談支援	41.8%	相談支援事業	39.2%
精神障害者	計画相談支援	23.6%	相談支援事業	40.3%
高齢者	居宅介護	11.7%	相談支援事業	27.3%

■福祉サービスの情報入手元は、障害児は「職場・学校・施設」が40%以上

福祉サービスに関する情報の入手元については、障害児では「職場・学校・施設」、身体障害者では「市のホームページ・広報紙など」「インターネット」、知的障害者では「相談支援事業所」、精神障害者では「医師・看護師」、高齢者では「家族・親せき」「市のホームページ・広報紙など」が高くなっています。

④日中の過ごし方について

■平日の日中は、障害児は学校、身体障害者は会社勤めなど、知的障害者は通所施設など、精神障害者と高齢者は自宅が多数

平日の日中の過ごし方は、障害児は「一般の高校、小中学校に通っている」、身体障害者は「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」、知的障害者は「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」、精神障害者と高齢者は「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。

会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている人の勤務形態は、身体障害者は「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が最も高く、知的障害者、精神障害者、高齢者は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も高くなっています。

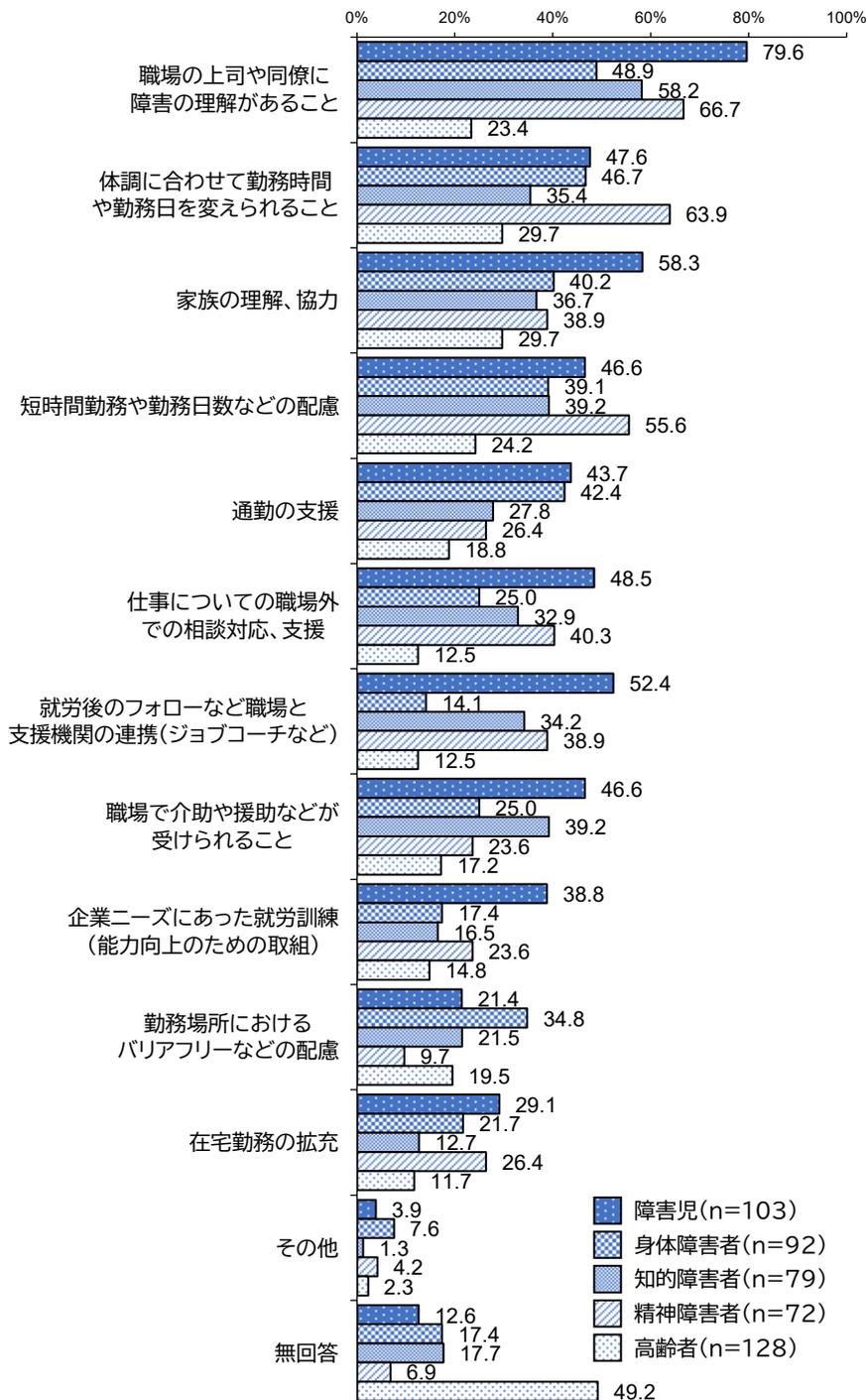
■最も必要な就労支援は「職場の上司や同僚に障害の理解があること」

今後の就労意向があるのは、身体障害者は約 20%、知的障害者は約 40%、精神障害者は約 30%です。働いていない理由としては「病気や障害があるため」が最も高く、次いで、「体力がついていかない」、「仕事が覚えられるかが心配」、「人付き合いが苦手」などが高くなっています。

収入を得る仕事をするための職業訓練については、いずれの対象者も「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が高く、身体障害者は60%近くを占めています。

障害のある人の就労支援として必要なことについては、対象者の多くで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も高く、障害児は約 80%を占めています。

図 障害のある人の就労支援として必要なこと



## ⑤外出について

### ■障害児は通学で「毎日」から「1週間に数回」の外出が90%以上

外出頻度は、いずれの対象者も「毎日外出する」「1週間に数回外出する」の合計が50%以上ですが、高齢者では「ほとんど外出しない」の回答が18.8%となっています。

外出目的は、障害児は「通学」、障害児以外は「買い物」が最も高くなっています。

外出するときに困ることは、高齢者は「介助者がいないと外出できない」が高く、次いで「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」となっています。

## ⑥主な介助者について

### ■介助者は、障害児と知的障害者は「母親」や「父親」など、高齢者は「子ども」や「配偶者またはパートナー」で70歳代が多い

主な介助者は、障害児、知的障害者、精神障害者は「母親」「父親」、身体障害者は「配偶者またはパートナー」、高齢者は「子ども」「配偶者またはパートナー」の割合が高くなっています。身体障害者と精神障害者は60歳代、高齢者は70歳代の割合が高く高齢化が顕著です。

主な介助者の健康状態は、障害児以外では「よくない」が20%前後となっています。

主な介助者が一時的に介助できなくなった場合は、知的障害者では、グループホーム、通所施設、短期入所を利用する傾向が高く、高齢者はヘルパーが高くなっています。食事、家事、外出はいずれの対象者もヘルパーの利用が相対的に高くなっています。

## ⑦災害時の対応について

### ■近所に助けてくれる人が「いない」が身体障害者、知的障害者、精神障害者で半数以上

災害時に困ることは、障害児は「福祉避難所の利用の仕方がわからない」、身体障害者は「避難所で医療ケアなどが受けられるか不安」、知的障害者は「避難所を知らない」「知らない人といっしょにすることができない」、精神障害者は「知らない人といっしょにすることができない」、高齢者は「福祉避難所の利用の仕方がわからない」「避難所まで行けない（坂や階段がある、避難所が遠いなど）」が最も高くなっています。

家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いない」と答えた割合は、身体障害者、知的障害者、精神障害者で50%以上、障害児と高齢者は35%以上となっています。

防災訓練等への参加意向は、高齢者以外の対象者で「参加したい」は20%以下と低く、精神障害者は「参加したくない」が約40%を占めています。

参加したくない理由として、精神障害者では34.5%が「障害のことを知られたくないから」を挙げており、また、いずれの対象者も「障害のある人への配慮がないと思うから」を挙げる人が一定数みられます。

防災訓練や避難訓練への参加にあたって必要な配慮は、障害児は「個別対応で指導が受けられる」、身体障害者は「訓練場所がバリアフリーである」、知的障害者は「いっしょに参加する仲間がいる」など、精神障害者は「障害特性に応じた訓練内容となっている」、高齢者は「介助者を確保できる」が最も高くなっています。

(2) 団体アンケート調査からみるニーズ

■団体の運営・活動上の課題、今後の展望

区 分	内 容
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員の高齢化、参加率の減少、会員の確保</li> <li>・ 役員、幹事になってくれる人がいない</li> <li>・ 運営費等の資金不足</li> <li>・ 会議や学習の場所の確保が難しい</li> <li>・ 手話講習会講師の不足</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害者のひきこもりと孤独死防止の取組への支援</li> </ul>

■本市の障害福祉サービスについての意見・要望

区 分	内 容
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く情報提供してほしい</li> </ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害、発達障害に特化したサービス</li> <li>・ 精神障害者の居宅介護、移動支援が足りない</li> <li>・ 手話による生活相談、生活支援の充実</li> <li>・ ふらりと立ち寄れる場所、身近な相談場所がほしい</li> <li>・ 登録手話通訳者の不足</li> </ul>

■障害のある人が暮らし続けるために必要なサービス等

区 分	内 容
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な立場の人が交流したり、活動、活躍できる機会や場所</li> <li>・ 地域とのつながり、災害時の協力体制</li> </ul>

■障害のある人を取り巻く状況や身近で感じる課題など

区 分	内 容
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科医療機関、発達障害を専門とする医療機関が少ない</li> <li>・ 入院できる精神科病院がない</li> </ul>
生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定した住居の確保が難しい</li> <li>・ 金銭管理サービスがすぐに利用できない</li> <li>・ 障害年金だけでは自立できない</li> </ul>
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談できる場所が少ない</li> <li>・ 情報保障が十分ではない</li> <li>・ 市ホームページ、SNS での手話による動画配信が少ない</li> </ul>
障害のある子どもの教育・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神疾患、精神障害についての学習機会の提供</li> <li>・ すべての年代に対して手厚い指導をしてほしい</li> <li>・ 学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供してほしい</li> </ul>

区 分	内 容
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用において、精神障害者の離職率が他の障害より高い</li> <li>・ 長く継続できる職場環境や相談体制の整備が必要</li> <li>・ 様々な働き方や体験ができる場と経済的な保障</li> </ul>
スポーツ・文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ活動をする場が少ない</li> <li>・ 市民体育館が行きにくい場所にあり、参加しにくい</li> <li>・ 文化芸術活動に触れる機会や参加しやすい工夫が必要</li> <li>・ 幅広く情報を提供してほしい</li> </ul>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりの視点</li> <li>・ 電車やバスに乗れない人の交通手段</li> <li>・ 地域住民のつながり促進</li> <li>・ 道路の段差の改善</li> </ul>
障害と障害のある人への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神疾患や発達障害について学べる機会が少ない</li> <li>・ 精神障害当事者の体験談を聞くことができる場が少ない</li> </ul>
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域団体との交流の機会</li> <li>・ 行政の子ども政策、障害福祉、高齢福祉の縦割りによる弊害</li> <li>・ 若い世代へのボランティア意識の啓発</li> </ul>
災害時の対応や地域防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の集団に入れにくい</li> <li>・ 災害時のトイレ問題</li> <li>・ 障害特性に応じた対応をしてほしい</li> <li>・ 自治会、消防関係者との面談、意見交換、情報提供などを行えるようにしてほしい</li> </ul>
医療的ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアを必要とする人が身近でかかれる医療機関がない</li> </ul>
高次脳機能障害・強度行動障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資源が少ない</li> </ul>

## (3) 事業所アンケート調査からみるニーズ

## ■事業所の運営上の課題・問題点について

区 分	内 容
職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員（ヘルパー、相談員等）の確保が難しい</li> <li>・有資格者の確保が難しい</li> <li>・離職率が高い</li> <li>・職員の高齢化</li> <li>・人材育成や人材発掘事業の情報発信が十分にできていない</li> </ul>
利用者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の確保が難しい</li> <li>・利用日数の少ない利用者の受け入れが難しい</li> <li>・大手事業所と小規模事業所で受け入れ体制に差がある</li> </ul>
事務作業量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務作業量が多く、時間外労働の増加や新規の受け入れが難しい</li> </ul>
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の老朽化等に対する補修・改善に対応する必要がある</li> </ul>
情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者関連の必要な情報の入手が難しい</li> </ul>
職員の 資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無資格の職員が多く、専門性の向上に時間がかかる</li> <li>・職員の研修機会が少ない</li> <li>・職員の資質向上のための研修など開催してほしい</li> <li>・説明不足のないよう、職員の対応の質を高めていきたい</li> <li>・無資格者の資格取得支援が十分にできていない</li> </ul>
利用者・家族 の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス内容の線引きがあいまいで困ることがある</li> <li>・利用者間のトラブルに関する苦情が多い</li> </ul>
労働条件の 改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬単価と業務量、業務内容が見合っていない</li> <li>・平均工賃上昇を優先すると満足な支援ができない</li> </ul>
経営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金的に運営が厳しいため、内職業務が忙しくなり余裕がない</li> <li>・看護師の配置や福祉車両、バリアフリー対策などにコストがかかる</li> <li>・利用者の人数が安定せず、経営が厳しくなっている</li> </ul>

## ■利用者からの苦情・相談について

区 分	内 容
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居施設内の生活におけるストレス</li> <li>・利用者から事業所とのトラブルの相談</li> <li>・事業所間のトラブル</li> <li>・ヘルパーの使い方に関する相談</li> </ul>
利用手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳の交付を始めとして手続きに時間がかかりすぎる</li> <li>・障害サービスの利用や手続きに関する問い合わせや相談が多い</li> </ul>
職員の態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の言葉遣い、対応への苦情</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担金の軽減</li> </ul>

区 分	内 容
利用者間の トラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相性の問題が大きい</li> <li>・保護者と事業所間での情報共有不足によるトラブル</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、家族のニーズが充足していない時や将来的な不安</li> <li>・一般就労に就けないのが理解してもらえない</li> <li>・就職や進路についての相談</li> </ul>

■災害時の取組について

区 分	内 容
利用者を含めた 防災訓練や 防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練、防災訓練を定期的実施</li> <li>・消防訓練の実施、火災発生時の対応を共有・今後は障害者防災訓練（We b）にも参加したい</li> </ul>
災害時の 情報提供・ 連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP（事業継続計画）の作成、更新</li> <li>・防災マニュアルの作成、再整備</li> <li>・大東市障害児・者安否確認マニュアルの運用</li> <li>・災害発生時の連絡、責任者、担当者の取り決め</li> </ul>
近隣の避難 場所の把握、 利用者への 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の周知、案内、移動</li> <li>・大東市の避難所一覧表保管</li> <li>・保護者にも避難場所を定期的に案内している</li> </ul>
避難場所への利 用者の移手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所までの移動を利用者と共に行っている</li> <li>・身体に障害のある利用者に関して、移手段を別途確保している</li> </ul>
災害時に備えた 食料、医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災バッグ、水、非常食等の備蓄</li> <li>・防煙ハンカチの備え</li> </ul>
災害時連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の法人内連携、協力体制の整備を検討している</li> </ul>

■第7期計画策定にあたっての意見について

区 分	内 容
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にでもわかりやすく、やさしい障害福祉計画の整備</li> <li>・精神障害者にも対応する地域包括ケアの考え方の浸透</li> <li>・大東市障害者総合支援協議会で把握されている課題を関係者が連携、協働し、具体化に向けて一層取り組んでいきたい</li> <li>・ペアレントトレーニング等の養成研修の実施</li> <li>・地域の福祉人材バンクのような機能がほしい</li> </ul>

## ■障害のある人を取り巻く状況や身近で感じる課題など

区 分	内 容
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療面の訪問支援体制がほしい</li> <li>・3歳6か月健診以降の健診の必要性</li> <li>・当事者の子どもに対する健診・訪問支援</li> <li>・療育相談や疾病（障害）理解などの働きかけの機会が少ない</li> <li>・相談支援と保健分野の支援で相互の連携が希薄である</li> <li>・障害福祉事業者と医療機関の連携を深めていく必要がある</li> <li>・共同生活援助、短期入所で医療的ケアが必要なケースが増えている</li> </ul>
生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保が課題</li> <li>・グループホームに対する支援</li> <li>・重度障害者の住まいの確保には職員の待遇の改善が必要である</li> <li>・日中活動サービスの必要性がある人への適切な支援</li> <li>・介護保険制度のようにもっと相談員が動いてほしい</li> <li>・相談員1人の対応件数が多く受け手がいない</li> <li>・ヤングケアラーの取組についてのサポート</li> <li>・利用者の高齢化等に伴う住み替え、バリアフリーへの対応</li> </ul>
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の相談機関が少ない</li> <li>・就学後の育児相談や子育て相談の拡充</li> <li>・発達障害の専門相談支援の事業がほしい</li> <li>・指定特定相談支援事業所、相談支援専門員の不足</li> </ul>
障害のある子どもの教育・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉と教育の連携が難しいと感じることがある</li> <li>・不登校児の過ごせる場所や学習のサポートの拡充</li> <li>・障害のある親の支援について、地域のネットワークが希薄</li> </ul>
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の就労に対する支援環境が不十分</li> <li>・支援者とのコミュニケーションや職場環境が雇用の安定につながる</li> <li>・障害者雇用を実施している企業の紹介や見学会などを開催してほしい</li> <li>・市内で活躍できる就労先が多職種あってほしい</li> </ul>
スポーツ・文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツフェスタなど、北河内ブロック程度の規模で開催してほしい</li> <li>・人付き合いが苦手な人でも参加しやすい活動の場がほしい</li> <li>・障害者が練習した成果を発表できる機会を作してほしい</li> <li>・障害者が参加できるフットサル大会を開催してほしい</li> <li>・ハード面やソフト面の課題により、障害者スポーツを始めることが難しい</li> </ul>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子や電動車椅子で通行していると、危険な場面が多い</li> <li>・物理的・心理的なバリアフリーが進んでほしい</li> <li>・施設コンフリクトを官民一体で対応すべき</li> </ul>

区 分	内 容
障害と障害のある人への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者でも参加できる地域での交流があれば参加したい</li> <li>・ イベント等により障害と障害のある人への理解を促進してほしい</li> <li>・ 市民と当事者が直接関わる機会を継続的につくる必要がある</li> </ul>
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアの依頼をしても、参加してもらえないことが多い</li> <li>・ 活動の内容や連携の取り方がわからない</li> <li>・ 広報活動があまりないこと</li> <li>・ 空き家活用のRIBBON（リボン）事業は、誰でも気軽に立ち寄れる居場所として注目している</li> </ul>
災害時の対応や地域防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団環境にいることが難しい障害者に対する対応</li> <li>・ 福祉避難所が実際に機能できるよう条件整備が必要である</li> <li>・ 施設利用者は避難が難しいので、早期避難勧告や移動の支援が必要</li> <li>・ 避難所での専門家の配置、連絡、支援指示などの支援が必要</li> <li>・ 福祉避難所を増やしてほしい</li> <li>・ 地域の防災に関して、学ぶ機会が増えていけばよいと思う</li> <li>・ 利用者へのサービス提供中、災害が起こった場合の避難の方法</li> <li>・ 精神障害者にとって向精神薬は欠かせないものという認識を持つ必要がある</li> </ul>
医療的ケア児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に、かかりつけの指定医院での検診を行っている</li> <li>・ 放課後等デイサービスで多数の人の受け入れをしている</li> </ul>
高次脳機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次脳機能障害の方は、人によって支援や対応の程度に差が大きい</li> <li>・ 施設内での生活のためにリハビリなどの専門家の助言がほしい</li> <li>・ 身体障害と精神障害が重複するので事業者間の連携が求められる</li> </ul>
強度行動障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性を持った職員の配置をすることが報酬的に難しい</li> <li>・ 家族が疲弊しており手厚い支援が必要だがコストなど社会障壁が多い</li> </ul>

(4) 事業所・団体ヒアリング調査の結果

■大東市で不足していると思う障害福祉サービスについて

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害、発達障害、強度行動障害のある方のヘルパー事業所の選択肢が少ない</li> <li>・様々な事業内容の就労継続支援（A型）があるとよい</li> <li>・訓練や作業だけでなく、様々なプログラムのある施設など選択の幅があるとよい</li> </ul>

■障害のある人を取り巻く状況や身近で感じる課題や不足している支援などについて

①保健・医療について（健診、訪問指導、障害の早期発見や療育、医療体制 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医療機関ができてはすぐ予約が取れなくなる</li> </ul>

②生活支援サービスについて（障害福祉サービスの提供、住まいの確保 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅に居住する高齢障害者が、退去を求められた時、新たに探すのは難しい</li> <li>・個室で生活できるグループホームのような施設を数多く作ってもらいたい</li> <li>・精神障害者が調子の悪い時、柔軟にサービスを利用できるとよい</li> </ul>

③相談・情報提供について（相談体制、情報提供、権利擁護 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりの人などへの情報保障がない</li> </ul>

④まちづくりについて（施設・情報のバリアフリー、移動手段、防犯・防災 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道を自転車が走っていて、障害者にとって危険な場合がある</li> <li>・精神障害者が調子が悪くて電車に乗れない時に、福祉有償運送を利用できるとよい</li> </ul>

⑤障害と障害のある人への理解について（障害への理解促進、地域での交流 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健常者との交流会で障害者の疑似体験をすることで、障害者への見方が変わってくる</li> <li>・障害者と交流する機会や場がたくさんあるとよい</li> <li>・精神障害について高校生に話ができるような機会があればよい</li> </ul>

⑥地域福祉の推進について（ボランティア活動の推進、関係団体との連携 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生や大学生のボランティアへの参加を学校にアプローチしていきたい</li> </ul>

⑦災害時の対応や地域防災について（災害時の心配事・必要な支援 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者が地域の避難場所を体験して、避難時の対応などをチェックすることが必要</li> <li>・避難訓練時に障害者の参加を呼び掛けてほしい</li> <li>・避難所では障害者に対する健常者の配慮も必要である</li> <li>・障害者はトイレに時間がかかるので、殺到すると対応できるのか心配である</li> <li>・ひとり暮らしの障害者が在宅避難を表明しても、支援者が行けるのか心配である</li> <li>・災害時、緊急時に相談できる体制が必要</li> </ul>

⑧高次脳機能障害について（接点の有無、必要な支援 など）

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障害については、社会的に周知が必要である</li> <li>・社会資源が少なく、まだまだ高次脳機能障害について理解されていない</li> </ul>

■行政への要望など

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が適正なサービスの提供を行うよう徹底してほしい</li> <li>・ヘルパーに対する研修で利用者に対する対応力を高めてほしい</li> </ul>

■事業所の運営上の課題・問題点について

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援には若い人の力が必要なので、大学などを訪問して人材確保ができないか</li> <li>・相談件数、新規件数が増加しているため、電話対応に時間をとられる</li> </ul>

## 第3章 事業計画

### 1 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために

#### (1) グループホーム等住まいの場の確保

グループホーム等の設置を促進するために、平成25年度（2013年度）に新築戸建てに対して補助制度（大東市グループホーム等開設等補助金交付事業）を創設しました。平成26年度（2014年度）より制度を拡充し、新たに改修、増設、短期入所施設についても対象とし、平成29年度（2017年度）及び令和元年度（2019年度）には対象要件の緩和を行うとともに、障害者支援施設を退所する重度障害のある人を受け入れるための改修工事も対象としました。また、令和5年度（2023年度）より、補助対象法人を拡大するとともに、重度障害のある人の受け入れに対応するための、スプリンクラーの設置工事も対象に含むなど、障害のある人の住まいの場や資源を確保することに努めてきました。

市民アンケート調査の結果では、今後の暮らし方について、知的障害者におけるグループホームのニーズは高く、今後も、より一層の地域移行を進めるためにも、障害のある人が地域で暮らし続けることを支える選択肢の一つとして事業を展開していきます。

#### (2) 雇用・就労の支援

障害のある人にとって就労とは、自立した生活を営むことと同時に社会参加への機会ともなります。

本市としては、事業所や当事者等に対するアンケート・ヒアリングを通じて、就労に対する課題を把握するとともに、地域の就労関係事業所やハローワーク等との連携を強化し、これまで以上に障害者雇用の取組を推進していきます。

また、市役所における障害者雇用については、令和5年度（2023年度）時点の障害者雇用率は2.81%（法定雇用率2.6%）となっています。本市では、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「大東市障害者活躍推進計画」を策定し、各年度における法定雇用率以上の障害者の雇用を達成しつつ、令和8年度（2026年度）に改正が予定されている法定雇用率（3.0%）を達成すべく、必要な対策を講じていきます。

## 2 地域生活への移行と就労等に関する目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ■第6期計画の達成状況

令和4年度(2022年度)までの地域移行者数はこれまで8人で、目標数の5人を達成しています。地域移行の割合は令和元年度(2019年度)末施設入所者数の11.8%で、国指針の6%以上を上回っています。

令和4年度(2022年度)末の年齢超過を除いた施設入所者数は64人で、令和元年度(2019年度)末時点の68人より4人減少しています。施設入所者数の減少率は5.9%で、国指針は削減率が1.6%以上ですので、目標を4.3%上回っています。

第6期計画における施設入所者の地域移行の目標と実績

項 目		数 値	備 考
令和元年度(2019年度)末の入所者数 【基準値】		68人	
年齢超過を除いた令和元年度(2019年度) 末施設入所者数(A)		68人	
第6期 目標値	令和5年度(2023年度)末の 入所者数	66人以下	
	令和5年度(2023年度)末の 地域生活移行者数(B)(B/A%)	5人 (7.4%)	国・府指針:令和元年度(2019年度) 末施設入所者数(A)の6%以上
	施設入所者の削減(C) (C/A%)	2人 (2.9%)	国・府指針:令和元年度(2019年度) 末施設入所者数(A)から1.6%以 上の削減
第6期 実績値	令和4年度(2022年度)末の 入所者数	64人	
	令和4年度(2022年度)末の 地域生活移行者数(D)(D/A%)	8人 (11.8%)	
	施設入所者の削減(E) (E/A%)	4人 (5.9%)	

## ■第7期計画の目標

### 【目標設定の考え方】

国及び大阪府の基本方針においては、令和4年度（2022年度）末において、福祉施設に入所している障害のある人のうち、令和8年度（2026年度）末における地域生活に移行する者の数値目標を6%以上とすることとされています。

また、入所者の削減数は、大阪府の基本方針において、令和4年度（2022年度）末時点における施設入所者数の1.7%以上とすることとされています。

### 【成果目標】

本市においては、令和4年度（2022年度）末時点の入所施設の利用者は64人（年齢超過は0人）で、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者の数を勘案し、令和8年度（2026年度）末における地域生活に移行する者の数値目標を4人と設定します。その結果、地域移行者数は令和8年度（2026年度）末時点で6%以上に相当することとなります。また、入所者の削減数の目標を1.7%以上の2人とします。

第7期計画における施設入所者の地域移行の目標

項 目		数 値	備 考
令和4年度（2022年度）末の入所者数 【基準値】		64人	
年齢超過を除いた令和4年度（2022年度）末施設入所者数（A）		64人	
第7期目標値	令和8年度（2026年度）末の入所者数	62人以下	
	令和8年度（2026年度）末の地域生活移行者数（B）（ $B/A\%$ ）	4人 (6.3%)	国・府指針：令和4年度（2022年度）末施設入所者数（A）の6%以上
	施設入所者の削減（C）（ $C/A\%$ ）	2人 (3.1%)	府指針：令和4年度（2022年度）末施設入所者数（A）から1.7%以上の削減

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ●地域包括ケアシステムの概要

長期入院の精神障害のある人が地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や相談支援事業所等による努力だけでなく、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

このため精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、障害福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざすことが必要となっています。

### ①精神病床における1年以上の長期入院患者数

#### ■第6期計画の達成状況

令和3年（2021年）6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数は44人で、令和元年度（2019年度）時点の基準値を上回っており、目標の達成ができていません。

第6期計画における精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標と実績

項 目		数 値	備 考
令和元年（2019年）6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 【基準値】		42人	
第6期目標値	令和5年（2023年） 6月末日時点	40人	国指針：国が提示する推計式を用いる
第6期実績値	令和3年（2021年） 6月末日時点	44人	

### ■第7期計画の目標

大阪府が実施する「精神科在院患者調査」の内容も参考にし、大阪府の成果目標（令和8年度（2026年度）末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人）を、令和3年（2021年）6月末日時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値を下限として、目標値を設定します。

#### 【成果目標】

##### 第7期計画における精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標

項 目		数 値	備 考
令和3年（2021年）6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 【基準値】		44人	
第7期目標値	令和8年（2026年） 6月末日時点	39人	府指針：府が提示する推計式を用いる

注：令和8年度（2026年度）末の長期入院患者の地域移行に関する大阪府の目標値と、令和3年（2021年）6月末日の府内市町村の長期入院患者比により設定（入院前住所地が不明・他府県の853人は除く）。

## ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催

### ■第6期計画の達成状況

保健、医療及び福祉関係者による協議の場は、年11回開催し、そのうち評価を1回行いました。保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数は、保健関係者と医療関係者は目標を上回りましたが、福祉関係者の参加が少ない状況です。

第6期計画における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標と実績

項目	目標値	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数【10回/年】	【11回/年】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数【人/年】 ①保健関係者：10人/年 ②医療関係者：10人/年 ③福祉関係者：72人/年	【87人/年】 ①保健関係者：11人/年 ②医療関係者：15人/年 ③福祉関係者：61人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の実施回数	評価の実施回数【1回/年】	【1回/年】

### ■第7期計画の目標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、平成30年（2018年）6月より定期的に実施している大東市地域移行・定着ネットワーク会議及び事例検討会を今後も開催し、会議構成メンバーによる関係機関との情報共有や連携、病院訪問、退院の可能性のある方への支援等について引き続き実施していきます。また、活動の中で把握した課題を整理した上で、圏域の課題は四條畷保健所圏域の協議の場で、地域課題については大東市地域移行・定着ネットワーク会議及び事例検討会などで議論し、改善に向けて取り組んでいきます。

#### 【活動指標】

第7期計画における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標

項目	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数【6回/年】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数【人/年】 ①保健関係者：6人/年 ②医療関係者：12人/年 ③福祉関係者：30人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の実施回数	評価の実施回数【1回/年】

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ■第6期計画の達成状況

本市及び各事業所等で連携し、切れ目のない支援を実現する体制として、面的整備型により令和元年度（2019年度）に整備しています。

令和3年度（2021年度）の障害福祉サービス等報酬改定により、『緊急時における対応機能の強化』、『緊急時の受け入れ機能の強化』のため、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急時の受け入れ・対応の役割を担うことを評価する加算が創設されたことにより、『大東市地域生活支援拠点等の登録に関する要綱』を令和3年（2021年）8月に制定し、事業所が「地域生活支援拠点等として登録できる仕組み」を整備しました。令和5年度（2023年度）現在の登録は、4事業者となっています。

年3回開催される本市障害者総合支援協議会において、運用状況の報告等を行うとともに、大阪府が開催する『地域自立支援協議会情報交換会』へ地域生活支援拠点コーディネーター業務を委託している『基幹相談支援センター』と参加し、他市町村と情報共有・意見交換を行いました。

年4回開催される『相談支援ネットワーク会議』において、『地域生活支援拠点等』の説明を行い、市内相談支援事業者へ事業周知を行いました。

障害のある人の重度化・高齢化、また親なき後を見据え、『要支援者の事前把握及び支援体制の検討』について基幹相談支援センターと協議を重ねているところです。

今後の課題としては、①拠点の1機能としての『一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場』の提供、②ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、③事業所の人材確保・養成・連携等による専門性の確保が挙げられます。

#### 第6期計画における目標と実績

項目	目標値	実績値
大東市障害者総合支援協議会における運用状況の検証・検討回数	1回/年	1回/年

#### ■第7期計画の目標

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度（2026年度）末までの間、地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、相談支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とします。また、強度行動障害のある人に対する支援体制の充実を図ります。

#### 【成果目標】

#### 第7期計画における目標

項目	目標値
大東市障害者総合支援協議会における運用状況の検証・検討回数	1回/年

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設から一般就労への移行等

##### ■第6期計画の達成状況

本市においては、令和5年度(2023年度)末において福祉施設から一般就労に移行する人を、令和元年度(2019年度)の一般就労移行者数27人の1.44倍の39人と設定しました。実績は、令和3年度(2021年度)で31人ととどまりましたが、令和4年度(2022年度)は38人と増加しました。

第6期計画における一般就労移行者数の目標と実績

項 目		数 値	備 考
令和元年度(2019年度)の一般就労移行者数(A)【基準値】		27人	大阪府調べ
内 訳	就労移行支援【基準値】	21人	
	就労継続支援A型【基準値】	5人	
	就労継続支援B型【基準値】	1人	
目標①令和5年度(2023年度)の一般就労移行者数(B)		39人	国指針：令和元年度(2019年度)において福祉施設から一般就労に移行した者の数の1.27倍以上(B/A)
内 訳	目標②就労移行支援	30人	国指針：令和元年度(2019年度)実績の1.30倍以上
	目標③就労継続支援A型	7人	国指針：令和元年度(2019年度)実績の1.26倍以上
	目標④就労継続支援B型	2人	国指針：令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
実績①令和5年度(2023年度)の一般就労移行者数(B)		31人	38人
内 訳	実績②就労移行支援	22人	17人
	実績③就労継続支援A型	7人	13人
	実績④就労継続支援B型	2人	8人

## ■第7期計画の目標

### 【目標設定の考え方】

国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度（2026年度）中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とします。

### 【成果目標】

第7期計画における一般就労移行者数の目標

項 目		数 値	備 考
令和3年度（2021年度）の 一般就労移行者数（A）【基準値】		31人	大阪府調べ <sup>（注1）</sup>
内 訳	就労移行支援【基準値】	22人	
	就労継続支援A型【基準値】	7人	
	就労継続支援B型【基準値】	2人	
	生活介護・自立訓練	0人	
目標①令和8年度（2026年度）の 一般就労移行者数（B）		42人	国指針：令和3年度（2021年度）において福祉施設から一般就労に移行した者の数の1.28倍以上（B/A）
内 訳 <small>（注2）</small>	目標②就労移行支援	29人	国指針：令和3年度（2021年度）実績の1.31倍以上
	目標③就労継続支援A型	10人	国指針：令和3年度（2021年度）実績の1.29倍以上
	目標④就労継続支援B型	3人	国指針：令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上

注1：府内福祉施設を対象に実施した就労人数調査（令和3年度（2021年度）実績）に基づく。

注2：目標値①～④は、大阪府の目標値に合わせるため、大阪府の目標値を各市町村の実績に応じて按分している。（各事業単位で定められた係数を実績値に乘じ、小数点以下を切り上げる調整を行っている。）

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

■第6期計画の達成状況

福祉施設から一般就労への移行については、順調に推移していますが、就労定着支援の利用者数と就労定着率の推移が低調となっています。

第6期計画における就労定着支援事業利用者数及び事業所ごとの定着率の目標と実績

項 目		数 値	備 考
第6期目標値	就労定着支援事業の利用者数	7割	国指針：令和5年度（2023年度）の就労移行支援事業等を通じた一般就労者のうち7割が就労定着支援事業を利用
	就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	国指針：就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上
項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
第6期実績値	就労定着支援事業の利用者数	47.1%	24.0%
	就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所の割合	66.7%	33.3%

## ■第7期計画の目標

### 【目標設定の考え方】

国の基本指針においては、就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度（2021年度）末における実績の1.41倍とすることを基本としています。

さらに、就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援事業の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）については、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上としています。

大阪府の基本指針では、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の6割以上としています。

就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会における取組を進めます。

### 【成果目標】

#### 第7期計画における就労定着支援事業利用者数及び事業所ごとの定着率の目標

項 目	数 値	備 考
就労定着支援事業の利用者数	27人	国指針：就労定着支援事業の利用者数が令和3年度（2021年度）末実績【19人】の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	国指針：就労定着率が7割以上の事業所の割合を全体の2割5分以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 【新規】	6割以上	府指針：就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の6割以上

### ③ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

#### ■第6期計画の達成状況

第6期における就労継続支援（B型）の工賃の平均額の目標は14,647円/月です。令和4年度(2022年度)の平均額は19,493円/月で目標額を4,846円上回っています。

第6期計画における就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の目標と実績

実 績		第6期計画
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度目標 (2023年度)
16,400円/月	19,493円/月	14,647円/月

注：実績は大阪府報告の各年度の『工賃実績（市町村別）就労継続支援B型』による。

#### ■第7期計画の目標

##### 【目標設定の考え方】

就労継続支援（B型）の工賃の平均額については、大阪府の基本的な考え方では、就労継続支援B型事業所の位置づけを十分に踏まえつつ、各市町村内事業所の令和3年度(2021年度)工賃実績に基づいて、各市町村において工賃平均額の令和8年度(2026年度)の目標値を設定することとされています。

##### 【成果目標】

令和8年度(2026年度)の就労継続支援（B型）の工賃平均額については、過去の工賃平均額の動向を踏まえ、19,600円/月とします。

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の実績と第6期、第7期計画における目標

実 績		第6期計画	第7期計画
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度目標 (2023年度)	令和8年度目標 (2026年度)
16,400円/月	19,493円/月	14,647円/月	19,600円/月

注：実績は大阪府報告の各年度の『工賃実績（市町村別）就労継続支援B型』による。

### 3 障害児支援の提供体制の整備等

#### (1) 第2期障害児福祉計画の達成状況

##### ■第6期計画の達成状況

###### 第6期計画における目標と実績

項 目	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置	2か所	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保	1か所	2か所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	1人	2人

##### ■第7期計画の目標

###### 【目標設定の考え方】

本市では、障害のある児童の健全な発達においての中核的な役割を担うセンターとして、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターの2か所が設置されています。両センターにおいて、保育所等訪問支援を利用できる体制が構築されています。また、多様な障害のある児童が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型と医療型の類型を一元化する制度改正が予定されています。幅広い専門性に基づく発達支援、家族支援、事業所支援、相談支援などの現行の支援体制を確保しつつ、事業のさらなる質の向上と支援の拡充に向けて取り組んでいきます。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は2か所設置されています。今後も地域のニーズを踏まえ取り組んでいきます。

令和2年度に、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを基幹相談支援センターへ配置しました。第6期計画期間に取り組んだ医療的ケア児等の状況・ニーズの把握情報を基に、発達段階に応じた支援の充実、地域課題等の検討と解決に向けた取組を推進します。

###### 【成果目標】

###### 第7期計画における目標

項 目	目標値
児童発達支援センターの設置	1か所（統合）
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも2か所以上確保	2か所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	有
医療的ケア児等に関するコーディネーター配置人数	2人

## 4 相談支援体制の充実や障害福祉サービス等の質の向上など

### (1) 相談支援体制の充実・強化等

#### ■第6期計画の達成状況

##### 第6期計画における目標と実績

項目	目標値	実績値
基幹相談支援センターの設置	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数 【90件/年】	【217件/年】
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数 【14件/年】	【16件/年】
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数 【80回/年】	【81回/年】

#### ■第7期計画の目標

##### 【目標設定の考え方】

相談支援においては、近年、多岐にわたる分野の課題が絡み合っただ複雑化し、本人・家族が複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられ、障害児者の相談支援を実施する際には必要に応じて保健・医療・福祉等の各分野の機関と連携に努めることが重要となっています。

また、第7期計画目標設定における国の基本指針では、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善を行うこととされています。

現在、大東市障害者総合支援協議会では、障害当事者やその家族の声を中心に、そのニーズや課題を集約するシステム構築を進めています。

##### 【成果目標】

本市では複合的な支援を必要とする方への相談支援体制の強化・充実に向けて、地域福祉・高齢福祉・児童福祉など他分野の関連機関とも連携を図り、顔の見える関係づくりを進めていきます。

平成25年(2013年)8月に設置した大東市基幹相談支援センターが地域の相談支援の中心となって、地域の相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援などを行います。また、大東市内の相談支援事業者を対象に、事例検討会や研修会の企画・運営を行い、相談員の質の向上を図っていきます。

## 第7期計画における目標

項 目	目標値
基幹相談支援センターの設置	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数【200件／年】
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数【16件／年】
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数【80回／年】
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】	年間会議回数【6回／年】
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置【新規】	配置数【1人】
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【新規】	実施回数（頻度）【6回／年】
	参加事業者・機関数【18か所／年】
協議会の専門部会の設置【新規】	設置数【0か所】
	実施回数（頻度）【0回／年】

※当市においては、専門部会ではなく、協議会であがった地域課題に対してワーキングを実施しています。

<障害者総合支援協議会>…組織図は、資料編『2.用語説明』118頁参照

本市では、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムを構築するための中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、大東市障害者総合支援協議会を設置して、次の内容について、検討していきます。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築
- (2) 権利擁護、就労支援、社会資源開発等の研究
- (3) 福祉サービス利用に係る相談支援体制の中立及び公平性の確保
- (4) 困難事例への対応のあり方に関する協議または調整

(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■第6期計画の達成状況

第6期計画における目標と実績

項 目	目標値	実績値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数【20人／年】	【14人／年】
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制【有】	【有】
	年間実施回数【12回／年】	【12回／年】

## ■第7期計画の目標

### 【目標設定の考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府では、報酬請求に係る過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の適正な実施などによって運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、令和5年度（2023年度）末までに以下の事項を目標として設定することを基本とされています。

- ①大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う
- ②大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する
- ③大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する

### 【成果目標】

本市では、報酬の審査体制の強化並びに適正な指導監査等を実施するために、市職員が各種研修を受講し、大阪府等との連携体制を強化します。

第7期計画における目標

項 目	目標値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数【20人／年】
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	体制【有】
	年間実施回数【12回／年】

## 5 障害福祉サービスの充実

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、計画期間中、全障害合計で見込量を上回っています。全障害合計の対見込率は、令和3年度（2021年度）は113.7%、令和4年度（2022年度）は117.5%、令和5年度（2023年度）は121.8%（見込み）となっています。

利用時間数は、知的障害のある人、精神障害のある人は令和4年度（2022年度）から見込量を上回っています。全障害合計としては、計画期間中見込量を下回っています。

■第6期計画における居宅介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	94	96	98	時間	2,993	3,182	3,371
	実績値	人	95	96	100	時間	2,587	2,527	2,524
	対見込率	%	101.1	100.0	102.0	%	86.4	79.4	74.9
知的障害のある人	見込量	人	33	34	35	時間	432	457	482
	実績値	人	41	48	52	時間	412	482	520
	対見込率	%	124.2	141.2	148.6	%	95.4	105.5	107.9
精神障害のある人	見込量	人	67	71	75	時間	1,116	1,219	1,322
	実績値	人	88	97	108	時間	1,110	1,299	1,420
	対見込率	%	131.3	136.6	144.0	%	99.5	106.6	107.4
障害のある児童	見込量	人	10	11	12	時間	171	194	217
	実績値	人	8	8	8	時間	128	133	132
	対見込率	%	80.0	72.7	66.7	%	74.9	68.6	60.8
合計	見込量	人	204	212	220	時間	4,712	5,052	5,392
	実績値	人	232	249	268	時間	4,237	4,441	4,596
	対見込率	%	113.7	117.5	121.8	%	89.9	87.9	85.2

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数・利用時間数は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における居宅介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	103	105	108
	利用時間数	時間	2,497	2,441	2,403
知的障害の ある人	利用者数	人	58	63	69
	利用時間数	時間	579	627	685
精神障害の ある人	利用者数	人	118	128	138
	利用時間数	時間	1,583	1,751	1,925
障害の ある児童	利用者数	人	8	8	8
	利用時間数	時間	134	136	138
合計	利用者数	人	287	304	323
	利用時間数	時間	4,793	4,955	5,151

## ②重度訪問介護

### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、利用時間数ともに、身体障害のある人は、計画期間中見込量を下回っています。

■第6期計画における重度訪問介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	14	14	14	時間	1,946	1,946	1,946
	実績値	人	10	10	12	時間	1,392	1,170	1,248
	対見込率	%	71.4	71.4	85.7	%	71.5	60.1	64.1
知的障害のある人	見込量	人	0	0	0	時間	0	0	0
	実績値	人	1	0	0	時間	6	0	0
	対見込率	%	-	-	-	%	-	-	-
精神障害のある人	見込量	人	0	0	0	時間	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	-	-	-	%	-	-	-
合計	見込量	人	14	14	14	時間	1,946	1,946	1,946
	実績値	人	11	10	12	時間	1,398	1,170	1,248
	対見込率	%	78.6	71.4	85.7	%	71.8	60.1	64.1

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

### 【第7期計画の見込量】

新型コロナウイルス感染症の影響があった令和3年度（2021年度）を除いて令和4年度（2022年度）と令和5年度（2023年度）の身体障害のある人の利用実績を踏まえて見込みます。

■第7期計画における重度訪問介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	14	15	15
	利用時間数	時間	1,274	1,358	1,447
知的障害のある人	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
精神障害のある人	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
合計	利用者数	人	14	15	15
	利用時間数	時間	1,274	1,358	1,447

## ③行動援護

## 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、知的障害のある人が令和3年度（2021年度）に2人、令和4年度（2022年度）に1人、令和5年度（2023年度）に2人（見込み）で、利用時間数は計画期間中、実績値が見込量を下回っています。

■第6期計画における行動援護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
知的障害のある人	見込量	人	2	2	2	時間	20	20	20
	実績値	人	2	1	2	時間	12	11	12
	対見込率	%	100.0	50.0	100.0	%	60.0	55.0	60.0
精神障害のある人	見込量	人	1	1	1	時間	10	10	10
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
障害のある児童	見込量	人	1	1	1	時間	10	10	10
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	4	4	4	時間	40	40	40
	実績値	人	2	1	2	時間	12	11	12
	対見込率	%	50.0	25.0	50.0	%	30.0	27.5	30.0

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

知的障害のある人については、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の実績をもとに見込みます。精神障害のある人と障害のある児童については、今後利用希望者が出ることを想定して、それぞれ利用者数を1人、利用時間数を10時間と見込みます。

■第7期計画における行動援護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
知的障害のある人	利用者数	人	3	3	3
	利用時間数	時間	14	14	14
精神障害のある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	10	10	10
障害のある児童	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	10	10	10
合計	利用者数	人	5	5	5
	利用時間数	時間	34	34	34

#### ④同行援護

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、身体障害のある人は、計画最終年度（令和5年度（2023年度））については56人（見込み）で見込量を上回っています。

利用時間数は、身体障害のある人は、計画期間中見込量を下回っています。

■第6期計画における同行援護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	51	52	54	時間	1,321	1,345	1,393
	実績値	人	43	49	56	時間	944	1,129	1,284
	対見込率	%	84.3	94.2	103.7	%	71.5	83.9	92.2
障害のある児童	見込量	人	0	0	0	時間	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	-	-	-	%	-	-	-
合計	見込量	人	51	52	54	時間	1,321	1,345	1,393
	実績値	人	43	49	56	時間	944	1,129	1,284
	対見込率	%	84.3	94.2	103.7	%	71.5	83.9	92.2

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

##### 【第7期計画の見込量】

利用者数・利用時間数は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の利用動向及び利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における同行援護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	63	68	73
	利用時間数	時間	1,475	1,649	1,781
障害のある児童	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
合計	利用者数	人	63	68	73
	利用時間数	時間	1,475	1,649	1,781

## ⑤重度障害者等包括支援

## 【第6期計画のサービス利用状況】

いずれの障害種別とも利用実績はありませんでした。

## ■第6期計画における重度障害者等包括支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	1	1	1	時間	300	300	300
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
知的障害のある人	見込量	人	1	1	1	時間	200	200	200
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
精神障害のある人	見込量	人	1	1	1	時間	200	200	200
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
障害のある児童	見込量	人	1	1	1	時間	80	80	80
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	4	4	4	時間	780	780	780
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

これまでに利用実績はありません。各年度のすべての障害種別について、利用者数は1人を見込んでいます。

## ■第7期計画における重度障害者等包括支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	300	300	300
知的障害のある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	200	200	200
精神障害のある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	200	200	200
障害のある児童	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	80	80	80
合計	利用者数	人	4	4	4
	利用時間数	時間	780	780	780

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、知的障害のある人、精神障害のある人が計画期間中見込量を上回っています。3障害の合計としては、令和4年度（2022年度）から見込量を上回っています。

利用日数は、知的障害のある人が計画期間中見込量を上回っています。3障害の合計としては、令和4年度（2022年度）から見込量を上回っています。

■第6期計画における生活介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害の ある人	見込量	人	125	126	127	人日	2,125	2,142	2,159
	実績値	人	108	104	104	人日	1,864	1,825	1,828
	対見込率	%	86.4	82.5	81.9	%	87.7	85.2	84.7
知的障害の ある人	見込量	人	192	194	196	人日	3,783	3,820	3,859
	実績値	人	202	214	228	人日	4,054	4,187	4,572
	対見込率	%	105.2	110.3	116.3	%	107.2	109.6	118.5
精神障害の ある人	見込量	人	60	62	63	人日	656	675	696
	実績値	人	66	70	80	人日	616	691	748
	対見込率	%	110.0	112.9	127.0	%	93.9	102.4	107.5
合計	見込量	人	377	382	386	人日	6,564	6,637	6,714
	実績値	人	376	388	412	人日	6,534	6,703	7,148
	対見込率	%	99.7	101.6	106.7	%	99.5	101.0	106.5

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数・利用日数は、新型コロナウイルス感染症以前の期間を含めた平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)の利用動向及び利用実績をもとに見込みます。

## ■第7期計画における生活介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	101	97	94
	利用日数	人日	1,793	1,739	1,702
知的障害の ある人	利用者数	人	237	246	256
	利用日数	人日	4,765	4,960	5,175
精神障害の ある人	利用者数	人	85	89	94
	利用日数	人日	790	822	863
合計	利用者数	人	423	432	444
	利用日数	人日	7,348	7,521	7,740

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、令和3年度（2021年度）は知的障害のある人、令和5年度（2023年度）は精神障害のある人が見込量を上回っています。

利用日数は、令和4年度（2022年度）から精神障害のある人が見込量を大きく上回っています。

■第6期計画における自立訓練の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	4	4	5	人日	61	73	88
	実績値	人	1	4	4	人日	4	50	48
	対見込率	%	25.0	100.0	80.0	%	6.6	68.5	54.5
知的障害のある人	見込量	人	16	17	18	人日	288	306	324
	実績値	人	17	9	8	人日	328	176	108
	対見込率	%	106.3	52.9	44.4	%	113.9	57.5	33.3
精神障害のある人	見込量	人	7	7	7	人日	65	64	62
	実績値	人	3	7	8	人日	26	99	124
	対見込率	%	42.9	100.0	114.3	%	40.0	154.7	200.0
合計	見込量	人	27	28	30	人日	414	443	474
	実績値	人	21	20	20	人日	358	325	280
	対見込率	%	77.8	71.4	66.7	%	86.5	73.4	59.1

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

【第7期計画の見込量】

利用者数・利用日数は、年によって変動が大きいいため、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）の利用動向及び利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における自立訓練の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	4	5	5
	利用日数	人日	49	63	64
知的障害のある人	利用者数	人	8	9	9
	利用日数	人日	102	108	108
精神障害のある人	利用者数	人	8	9	9
	利用日数	人日	125	141	142
合計	利用者数	人	20	23	23
	利用日数	人日	276	312	314

## ③ 就労選択支援（新規）

## 【第7期計画の見込量】

就労選択支援は、障害のある人の希望する職種や労働条件、必要な合理的配慮、本人の能力や適性をアセスメントにより確認した上で、本人に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う新しいサービスです。本制度は、令和7年（2025年）10月施行予定のため、令和7年度（2025年度）からの利用者数を見込みます。

主に支援学校等の卒業後の進路に関しての利用を見込んでおり、各年度で放課後等デイサービスを利用されている15歳から17歳における利用者数を参考に算定しています。

■第7期計画における就労選択支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人		1	1
	利用日数	人日		14	14
知的障害の ある人	利用者数	人		2	2
	利用日数	人日		28	28
精神障害の ある人	利用者数	人		1	1
	利用日数	人日		14	14
合計	利用者数	人		4	4
	利用日数	人日		56	56

#### ④ 就労移行支援

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、利用日数ともに、身体障害のある人は、計画期間中見込量を上回っています。3障害の合計としては、計画期間中見込量を下回っています。

■第6期計画における就労移行支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	4	4	5	人日	64	64	80
	実績値	人	5	5	6	人日	79	69	83
	対見込率	%	125.0	125.0	120.0	%	123.4	107.8	103.8
知的障害のある人	見込量	人	12	13	14	人日	216	234	252
	実績値	人	12	10	12	人日	200	166	196
	対見込率	%	100.0	76.9	85.7	%	92.6	70.9	77.8
精神障害のある人	見込量	人	38	41	45	人日	566	611	660
	実績値	人	32	32	40	人日	491	486	628
	対見込率	%	84.2	78.0	88.9	%	86.7	79.5	95.2
合計	見込量	人	54	58	64	人日	846	909	992
	実績値	人	49	47	58	人日	770	721	907
	対見込率	%	90.7	81.0	90.6	%	91.0	79.3	91.4

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

##### 【第7期計画の見込量】

利用者数、利用日数ともにこれまで増減を繰り返していることから、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）の利用実績の平均伸び率をもとに見込みます。

■第7期計画における就労移行支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	6	6	6
	利用日数	人日	82	82	82
知的障害のある人	利用者数	人	12	12	13
	利用日数	人日	198	206	214
精神障害のある人	利用者数	人	42	44	46
	利用日数	人日	660	692	725
合計	利用者数	人	60	62	65
	利用日数	人日	940	980	1,021

## ⑤ 就労継続支援（A型）

## 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、利用日数ともに、知的障害のある人が、計画期間中見込量を上回っています。

利用日数は、3障害の合計としては、令和4年度（2022年度）から見込量を下回っています。

■第6期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害の ある人	見込量	人	26	27	28	人日	494	513	532
	実績値	人	21	17	20	人日	383	324	320
	対見込率	%	80.8	63.0	71.4	%	77.5	63.2	60.2
知的障害の ある人	見込量	人	47	48	50	人日	920	940	960
	実績値	人	48	52	52	人日	923	998	1,004
	対見込率	%	102.1	108.3	104.0	%	100.3	106.2	104.6
精神障害の ある人	見込量	人	68	74	80	人日	1,153	1,246	1,339
	実績値	人	71	69	72	人日	1,294	1,264	1,312
	対見込率	%	104.4	93.2	90.0	%	112.2	101.4	98.0
合計	見込量	人	141	149	158	人日	2,567	2,699	2,831
	実績値	人	140	138	144	人日	2,600	2,586	2,636
	対見込率	%	99.3	92.6	91.1	%	101.3	95.8	93.1

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数・利用日数は、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の実績の利用動向及び利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	19	18	17
	利用日数	人日	289	260	232
知的障害の ある人	利用者数	人	54	56	58
	利用日数	人日	1,039	1,073	1,108
精神障害の ある人	利用者数	人	76	80	84
	利用日数	人日	1,403	1,496	1,591
合計	利用者数	人	149	154	159
	利用日数	人日	2,731	2,829	2,931

⑥ 就労継続支援（B型）

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、利用日数ともに、いずれの障害種別とも、計画期間中見込量を上回っています。

■第6期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	30	31	32	人日	480	496	512
	実績値	人	38	46	52	人日	540	696	812
	対見込率	%	126.7	148.4	162.5	%	112.5	140.3	158.6
知的障害のある人	見込量	人	76	79	81	人日	1,467	1,510	1,554
	実績値	人	97	113	120	人日	1,832	2,074	2,220
	対見込率	%	127.6	143.0	148.1	%	124.9	137.4	142.9
精神障害のある人	見込量	人	34	37	39	人日	427	457	489
	実績値	人	47	67	72	人日	631	935	1,044
	対見込率	%	138.2	181.1	184.6	%	147.8	204.6	213.5
合計	見込量	人	140	147	152	人日	2,374	2,463	2,555
	実績値	人	182	226	244	人日	3,003	3,705	4,076
	対見込率	%	130.0	153.7	160.5	%	126.5	150.4	159.5

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

【第7期計画の見込量】

利用者数・利用日数は、令和2年度（2020年度）以降の増加が著しいため、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）までの利用動向及び利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	54	57	59
	利用日数	人日	836	875	898
知的障害のある人	利用者数	人	127	134	141
	利用日数	人日	2,337	2,453	2,567
精神障害のある人	利用者数	人	78	84	90
	利用日数	人日	1,152	1,264	1,379
合計	利用者数	人	259	275	290
	利用日数	人日	4,325	4,592	4,844

## ⑦ 就労定着支援

## 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、精神障害のある人が令和4年度（2022年度）に21人と見込量を大きく上回っています。3障害の合計としては、計画期間中見込量を下回っています。

■第6期計画における就労定着支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害の ある人	見込量	人	5	6	7
	実績値	人	1	2	4
	対見込率	%	20.0	33.3	57.1
知的障害の ある人	見込量	人	6	7	8
	実績値	人	5	4	4
	対見込率	%	83.3	57.1	50.0
精神障害の ある人	見込量	人	13	15	17
	実績値	人	13	21	16
	対見込率	%	100.0	140.0	94.1
合計	見込量	人	24	28	32
	実績値	人	19	27	24
	対見込率	%	79.2	96.4	75.0

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における就労定着支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	4	4	4
知的障害の ある人	利用者数	人	4	4	4
精神障害の ある人	利用者数	人	17	18	19
合計	利用者数	人	25	26	27

注：最長利用期間は3年

⑧ 療養介護

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、ほぼ見込量通りで推移しています。

■第6期計画における療養介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害の ある人	見込量	人	11	11	11
	実績値	人	12	13	12
	対見込率	%	109.1	118.2	109.1
知的障害の ある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	12	12	12
	実績値	人	12	13	12
	対見込率	%	100.0	108.3	100.0

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

**【第7期計画の見込量】**

現在の利用者が高齢化し新規利用者が大きく増えることはないと考えられるため、利用者数は、これまでの利用実績をもとに横ばいで見込みます。

**■第7期計画における療養介護の月平均見込量**

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	12	13	13
知的障害のある人	利用者数	人	0	0	0
合計	利用者数	人	12	13	13

⑨ 短期入所

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、知的障害のある人は令和5年度（2023年度）、障害のある児童は計画期間中見込量を上回っています。

利用日数は、障害のある児童は計画期間中見込量を上回っており、年々増加しています。

■第6期計画における短期入所の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	30	31	32	人日	217	231	245
	実績値	人	21	23	24	人日	136	157	160
	対見込率	%	70.0	74.2	75.0	%	62.7	68.0	65.3
知的障害のある人	見込量	人	67	69	71	人日	335	345	355
	実績値	人	54	62	72	人日	287	339	348
	対見込率	%	80.6	89.9	101.4	%	85.7	98.3	98.0
精神障害のある人	見込量	人	9	10	11	人日	45	50	55
	実績値	人	5	5	4	人日	31	29	24
	対見込率	%	55.6	50.0	36.4	%	68.9	58.0	43.6
障害のある児童	見込量	人	7	8	8	人日	24	25	26
	実績値	人	8	11	16	人日	28	37	44
	対見込率	%	114.3	137.5	200.0	%	116.7	148.0	169.2
合計	見込量	人	113	118	122	人日	621	651	681
	実績値	人	88	101	116	人日	482	562	576
	対見込率	%	77.9	85.6	95.1	%	77.6	86.3	84.6

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数、利用日数ともに、令和元年度（2019年度）まで増加していたのが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）に一旦減少しましたが、その後利用が回復しています。平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）の利用動向及び利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における短期入所の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	24	24	24
	利用日数	人日	162	165	167
知的障害の ある人	利用者数	人	76	80	84
	利用日数	人日	363	378	393
精神障害の ある人	利用者数	人	4	5	7
	利用日数	人日	25	31	35
障害の ある児童	利用者数	人	17	19	21
	利用日数	人日	47	51	55
合計	利用者数	人	121	128	136
	利用日数	人日	597	625	650

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

合計利用者数は、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）で1人となっています。

##### ■第6期計画における自立生活援助の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
知的障害のある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
精神障害のある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	1	1	0
	対見込率	%	100.0	100.0	0.0
合計	見込量	人	3	3	3
	実績値	人	1	1	0
	対見込率	%	33.3	33.3	0.0

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

##### 【第7期計画の見込量】

直近年度は利用実績がありませんでしたが、第6期と同様に各1人ずつを見込みます。

##### ■第7期計画における自立生活援助の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	1	1	1
知的障害のある人	利用者数	人	1	1	1
精神障害のある人	利用者数	人	1	1	1
合計	利用者数	人	3	3	3

## ② 共同生活援助

## 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、いずれの障害種別とも、計画期間中見込量を上回っており、年々増加しています。

## ■第6期計画における共同生活援助の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	30	31	32
	実績値	人	32	34	36
	対見込率	%	106.7	109.7	112.5
知的障害のある人	見込量	人	102	106	110
	実績値	人	122	131	136
	対見込率	%	119.6	123.6	123.6
精神障害のある人	見込量	人	18	19	20
	実績値	人	32	42	48
	対見込率	%	177.8	221.1	240.0
合計	見込量	人	150	156	162
	実績値	人	186	207	220
	対見込率	%	124.0	132.7	135.8

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数は、令和元年度（2019年度）以降増加しています。今後、地域移行を進めていく中で利用者数は増えていくと考えられることから、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の利用実績をもとに見込みます。

## ■第7期計画における共同生活援助の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	38	40	42
知的障害のある人	利用者数	人	147	157	168
精神障害のある人	利用者数	人	56	64	72
合計	利用者数	人	241	261	282

### ③ 施設入所支援

#### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、知的障害のある人は、計画期間中見込量を上回っています。3障害の合計としては、計画最終年度（令和5年度（2023年度））は100%（見込み）となっています。

■第6期計画における施設入所支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害の ある人	見込量	人	24	23	22
	実績値	人	22	21	20
	対見込率	%	91.7	91.3	90.9
知的障害の ある人	見込量	人	40	40	41
	実績値	人	42	42	42
	対見込率	%	105.0	105.0	102.4
精神障害の ある人	見込量	人	2	2	2
	実績値	人	0	2	3
	対見込率	%	0.0	100.0	150.0
合計	見込量	人	66	65	65
	実績値	人	64	65	65
	対見込率	%	97.0	100.0	100.0

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

成果目標である福祉施設入所者数の削減の目標設定を踏まえ、これまでの利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における施設入所支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	18	17	15
知的障害のある人	利用者数	人	43	43	44
精神障害のある人	利用者数	人	3	3	3
合計	利用者数	人	64	63	62

#### (4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）

##### ① 計画相談支援

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、精神障害のある人は、計画期間中見込量を大きく上回っています。全障害の合計においても、計画期間中見込量を上回っています。

■第6期計画における計画相談支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害の ある人	見込量	人	76	77	78
	実績値	人	70	69	60
	対見込率	%	92.1	89.6	76.9
知的障害の ある人	見込量	人	115	116	118
	実績値	人	118	111	112
	対見込率	%	102.6	95.7	94.9
精神障害の ある人	見込量	人	60	63	65
	実績値	人	96	105	112
	対見込率	%	160.0	166.7	172.3
障害の ある児童	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	252	257	262
	実績値	人	284	285	284
	対見込率	%	112.7	110.9	108.4

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数は、これまでの利用動向及び利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における計画相談支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	61	62	63
知的障害の ある人	利用者数	人	117	122	128
精神障害の ある人	利用者数	人	123	135	146
障害の ある児童	利用者数	人	1	1	1
合計	利用者数	人	302	320	338

## ② 地域移行支援

### 【第6期計画のサービス利用状況】

合計利用者数は、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）で2人となっています。

■第6期計画における地域移行支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	1	1	2
	実績値	人	0	1	0
	対見込率	%	0.0	100.0	0.0
知的障害のある人	見込量	人	1	1	2
	実績値	人	0	1	0
	対見込率	%	0.0	100.0	0.0
精神障害のある人	見込量	人	2	3	4
	実績値	人	2	0	0
	対見込率	%	100.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	4	5	8
	実績値	人	2	2	0
	対見込率	%	50.0	40.0	0.0

注：令和5年度（2023年度）は6月時点での見込み  
利用は6か月間

### 【第7期計画の見込量】

福祉施設入所者の地域生活への移行者数及び精神病床の早期退院率などの成果目標を勘案するとともに、利用実績をもとに見込みます。

■第7期計画における地域移行支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害のある人	利用者数	人	1	1	1
知的障害のある人	利用者数	人	1	1	1
精神障害のある人	利用者数	人	2	3	3
合計	利用者数	人	4	5	5

注：標準利用期間は6か月間

## ③ 地域定着支援

## 【第6期計画のサービス利用状況】

合計利用者数は、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）で6人、令和5年度（2023年度）で8人となっています。

## ■第6期計画における地域定着支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害の ある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
知的障害の ある人	見込量	人	6	7	8
	実績値	人	6	6	8
	対見込率	%	100.0	85.7	100.0
精神障害の ある人	見込量	人	1	2	3
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	8	10	12
	実績値	人	6	6	8
	対見込率	%	75.0	60.0	66.7

注：令和5年度（2023年度）は6月時点での見込み

## 【第7期計画の見込量】

福祉施設入所者の地域生活への移行や精神科退院後の地域での平均生活日数などの成果目標を勘案するとともに、利用実績をもとに見込みます。

## ■第7期計画における地域定着支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	1	1	1
知的障害の ある人	利用者数	人	8	8	9
精神障害の ある人	利用者数	人	1	2	3
合計	利用者数	人	10	11	13

## 6 地域生活支援事業の充実

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

障害のある人等への理解を深めるための講演会、映画上映等を通じて市民への働きかけを行いました。

##### ■第6期計画における理解促進研修・啓発事業の見込みと実績

サービス名	項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
理解促進研修・啓発事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有

##### 【第7期計画の見込み】

第7期計画では、障害のある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて市民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るため、引き続き実施していきます。

##### ■第7期計画における理解促進研修・啓発事業の見込み

サービス名	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
理解促進研修・啓発事業	見込み	有無	有	有	有

## ② 自発的活動支援事業

## 【第6期計画のサービス利用状況】

本人活動支援事業では、当事者同士が話し合い、交流を図りながら啓発活動等の取組に対する支援を行っています。

知的障害者グループワーク事業では、これから支援していく方や、支援のアフターフォローをしていくようサークル活動とサロンを実施しています。

精神障害者グループワーク事業では、料理やスポーツ等を実施しています。

グループワークを利用することで、仲間づくりや不規則な生活の改善、日中活動系サービス利用のきっかけ等、社会参加の第一歩となっています。

## ■第6期計画における自発的活動支援事業の見込みと実績

サービス名	項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
本人活動支援事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有
知的障害者グループワーク事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有
精神障害者グループワーク事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有

## 【第7期計画の見込み】

第7期計画においても、引き続き実施していきます。

## ■第7期計画における自発的活動支援事業の見込み

サービス名	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
本人活動支援事業	見込み	有無	有	有	有
知的障害者グループワーク事業	見込み	有無	有	有	有
精神障害者グループワーク事業	見込み	有無	有	有	有

### ③ 障害者相談支援事業等

#### 【第6期計画のサービス利用状況】

計画期間中の相談支援事業については、住宅入居等支援事業を除いて、見込み通りの実績となっています。

#### 【第7期計画の見込量】

第7期計画においても、引き続き実施していきます。

#### (ア) 基幹相談支援センター

大東市基幹相談支援センターは、平成25年(2013年)8月に立ち上がり、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神の障害のある人やその家族の相談支援を総合的に行います。

<1>総合相談機能 <2>専門相談機能 <3>相談支援体制強化機能 <4>地域移行・地域定着支援機能 <5>権利擁護機能 <6>虐待防止機能 <7>総合支援協議会事務局機能 等の機能を備え、引き続き関係機関との連携を図り、さらなる相談支援体制の強化・充実に向けた取組を進めていきます。

#### (イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置しています。

#### (ウ) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業であり、今後も実施します。

## ■第6期計画における障害者相談支援事業等の見込みと実績

サービス名	項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害者相談支援事業	見込み	か所	4	4	4
	実績	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	無	無	無

&lt;参考&gt;

障害者総合支援協議会	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有

## ■第7期計画における障害者相談支援事業等の見込み

サービス名	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害者相談支援事業	見込み	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	見込み	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込み	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	見込み	有無	有	有	有

&lt;参考&gt;

障害者総合支援協議会	見込み	有無	有	有	有
------------	-----	----	---	---	---

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

【第6期計画のサービス利用状況】

成年後見制度利用支援事業（市長申立分）は、障害のある人の権利を擁護し、障害福祉サービスの利用を適切に行えるよう、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人に対して実施します。

成年後見制度利用支援事業については、令和5年度（2023年度）に1人の利用実績がありました。成年後見制度法人後見支援事業については、計画期間中の実績はありませんでした。

なお、大東市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業は、障害のある人の利用者数が年々増加しており、令和5年度（2023年度）は61人（令和5年（2023年）6月末時点）の利用があります。

■第6期計画における成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業の見込みと実績

サービス名	項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
成年後見制度利用支援事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	無	無	有
	見込み	人/年	1	1	1
	実績	人/年	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	見込み	有無	有	有	有
	実績	有無	無	無	有

<参考>

日常生活自立支援事業 (大東市社会福祉協議会)	実績 (障害のある人)	人/年	54	58	61
----------------------------	----------------	-----	----	----	----

注：令和5年度（2023年度）実績は4月～6月までの実績

## 【第7期計画の見込量】

成年後見制度利用支援事業については、令和6年度（2024年度）以降、毎年度1人と見込みます。

成年後見制度の必要な人が今後増えていくことが見込まれていることから、成年後見制度法人後見支援事業についてはニーズを把握し、関係機関等と検討した上で実施していきます。

## ■第7期計画における成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業の見込み

サービス名	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
成年後見制度利用支援事業	見込み	有無	有	有	有
	見込み	人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	見込み	有無	有	有	有

⑤ 意思疎通支援事業

【第6期計画のサービス利用状況】

手話通訳者派遣事業は実利用者数・派遣件数・派遣時間数ともに、計画期間中見込量を下回っています。要約筆記者派遣事業についても、計画期間中見込量を下回っています。手話通訳者設置事業については、いずれの年度も見込み通りでした。

■第6期計画における意思疎通支援事業の年間見込量と実績値

サービス名	項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
手話通訳者派遣事業	見込量（実利用者数）	人	61	61	61
	実績値（実利用者数）	人	51	48	50
	対見込率	%	83.6	78.7	82.0
	見込量（派遣件数）	件	715	715	715
	実績値（派遣件数）	件	510	443	450
	対見込率	%	71.3	62.0	62.9
	見込量（派遣時間数）	時間	1,586	1,586	1,586
	実績値（派遣時間数）	時間	839	699	730
	対見込率	%	52.9	44.1	46.0
要約筆記者派遣事業	見込量（派遣件数）	件	5	5	5
	実績値（派遣件数）	件	3	1	2
	対見込率	%	60.0	20.0	40.0
	見込量（派遣時間数）	時間	81	81	81
	実績値（派遣時間数）	時間	21	10	20
	対見込率	%	25.9	12.3	24.7
手話通訳者設置事業	見込量	人	3	3	3
	実績値	人	3	3	3
	対見込率	%	100.0	100.0	100.0

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績による見込み

【第7期計画の見込量】

手話通訳者派遣事業は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の利用動向及び利用実績をもとに、要約筆記者派遣事業は直近年の実績で見込みます。

■第7期計画における意思疎通支援事業の年間見込量

サービス名	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
手話通訳者派遣事業	実利用者数	人	50	50	50
	派遣件数	件	428	428	428
	派遣時間数	時間	689	689	689
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件	2	2	2
	派遣時間数	時間	20	20	20
手話通訳者設置事業		人	3	3	3

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

## 【第6期計画のサービス利用状況】

手話奉仕員養成研修事業の修了者は、令和3年度（2021年度）は入門のみの開講で、令和4年度（2022年度）は32人、令和5年度（2023年度）は30人となっています。

## ■第6期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量と実績値

サービス名	項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
手話奉仕員養成研修事業	見込量	人	30	30	30
	実績値	人	入門のみ 開講	32	30
	対見込率	%	-	106.7	100.0

※値は修了者数 注：令和5年度（2023年度）は受講者数による見込み

## 【第7期計画の見込量】

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）のうち新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）を除いた平均で見込みます。

## ■第7期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量

サービス名	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
手話奉仕員養成研修事業	人	30	30	30

※値は修了者数

⑦ 日常生活用具給付等事業

【第6期計画のサービス利用状況】

計画期間中、対見込率が100%を超えたのは全年度の在宅療養等支援用具、令和3年度（2021年度）の排泄管理支援用具となっています。

■第6期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

用具等種類	項目	単位	利用件数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
介護・訓練支援用具	見込量	件	15	15	15
	実績値	件	9	10	11
	対見込率	%	60.0	66.7	73.3
自立生活支援用具	見込量	件	42	42	42
	実績値	件	33	32	35
	対見込率	%	78.6	76.2	83.3
在宅療養等支援用具	見込量	件	24	24	24
	実績値	件	36	27	32
	対見込率	%	150.0	112.5	133.3
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	34	34	34
	実績値	件	27	22	27
	対見込率	%	79.4	64.7	79.4
排泄管理支援用具	見込量	件	2,867	2,867	2,867
	実績値	件	2,883	2,835	2,843
	対見込率	%	100.6	98.9	99.2
住宅改修費	見込量	件	3	3	3
	実績値	件	2	3	2
	対見込率	%	66.7	100.0	66.7

注：令和5年度（2023年度）は過去3か年の実績平均を用いた

## 【第7期計画の見込量】

年度により実績の変動があるため、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の平均値で見込みます。

## ■第7期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量

用具等種類	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
介護・訓練支援用具	利用件数	件	12	12	12
自立生活支援用具	利用件数	件	36	36	36
在宅療養等支援用具	利用件数	件	33	33	33
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	29	29	29
排泄管理支援用具	利用件数	件	2,842	2,842	2,842
住宅改修費	利用件数	件	2	2	2

⑧ 移動支援事業

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、利用時間数ともに、計画期間中、いずれの障害種別も実績値が見込量を下回っています。

■第6期計画における移動支援事業の年間見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
身体障害のある人	見込量	人	121	121	121	時間	17,353	17,353	17,353
	実績値	人	80	83	86	時間	8,335	9,522	12,144
	対見込率	%	66.1	68.6	71.1	%	48.0	54.9	70.0
知的障害のある人	見込量	人	183	190	197	時間	28,784	30,037	31,290
	実績値	人	97	127	137	時間	12,869	17,879	18,230
	対見込率	%	53.0	66.8	69.5	%	44.7	59.5	58.3
精神障害のある人	見込量	人	39	42	45	時間	4,576	5,150	5,724
	実績値	人	32	34	36	時間	2,474	3,412	4,352
	対見込率	%	82.1	81.0	80.0	%	54.1	66.3	76.0
障害のある児童	見込量	人	37	37	37	時間	3,922	3,922	3,922
	実績値	人	21	20	20	時間	2,798	2,159	2,622
	対見込率	%	56.8	54.1	54.1	%	71.3	55.0	66.9
合計	見込量	人	380	390	400	時間	54,635	56,462	58,289
	実績値	人	230	264	279	時間	26,476	32,972	37,348
	対見込率	%	60.5	67.7	69.8	%	48.5	58.4	64.1

注：令和5年度（2023年度）は4～6月の実績を4倍にした

## 【第7期計画の見込量】

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の実績をもとに見込みました。

## ■第7期計画における移動支援事業の年間見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
身体障害の ある人	利用者数	人	89	92	95
	利用時間数	時間	14,215	16,239	16,769
知的障害の ある人	利用者数	人	157	164	171
	利用時間数	時間	20,922	21,888	22,856
精神障害の ある人	利用者数	人	38	40	42
	利用時間数	時間	5,422	6,044	6,347
障害の ある児童	利用者数	人	20	21	22
	利用時間数	時間	2,601	2,708	2,814
合計	利用者数	人	304	317	330
	利用時間数	時間	43,160	46,879	48,786

⑨ 地域活動支援センター

【第6期計画のサービス利用状況】

地域活動支援センターⅠ型では、設置箇所数は0となっています。地域活動支援センターⅡ型では、利用者数は計画期間中見込量を上回っており、年々増加しています。

■第6期計画における地域活動支援センターの年間見込量と実績値

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	
基礎的事業	設置箇所数	見込量	か所	2	2	2	
		実績値	か所	2	2	2	
	利用者数	見込量	人	200	201	202	
		実績値	人	125	130	143	
		対見込率	%	62.5	64.7	70.8	
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	見込量	か所	1	1	1
			実績値	か所	0	0	0
		利用者数	見込量	人	86	86	86
			実績値	人	0	0	0
	対見込率		%	0.0	0.0	0.0	
	地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	見込量	か所	1	1	1
			実績値	か所	2	2	2
		利用者数	見込量	人	114	115	116
			実績値	人	125	130	143
			対見込率	%	109.6	113.0	123.3
	地域活動支援センターⅢ型	設置箇所数	見込量	か所	0	0	0
			実績値	か所	0	0	0
		利用者数	見込量	人	0	0	0
実績値			人	0	0	0	
対見込率			%	-	-	-	

注：令和5年度（2023年度）は過去3か年の実績平均を用いた

## 【第7期計画の見込量】

現在、地域活動支援センターⅡ型のみを設置となっており、利用者数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績値のうち最大値をもとに見込みます。

■第7期計画における地域活動支援センターの年間見込量

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
基礎的事業		設置箇所数	か所	2	2	2
		利用者数	人	144	145	146
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	か所	0	0	0
		利用者数	人	0	0	0
	地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	か所	2	2	2
		利用者数	人	144	145	146
	地域活動支援センターⅢ型	設置箇所数	か所	0	0	0
		利用者数	人	0	0	0

## (2) 任意事業

### ① 日中一時支援事業

#### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、計画期間中見込量を下回っています。延べ利用日数も、計画期間中見込量を下回っています。

■第6期計画における日中一時支援事業の年間見込量と実績値

項目		単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数	見込量	人	63	67	71
	実績値	人	46	52	48
	対見込率	%	73.0	77.6	67.6
延べ 利用日数	見込量	日	3,691	3,870	4,049
	実績値	日	2,690	3,832	3,583
	対見込率	%	72.9	99.0	88.5

注：令和5年度（2023年度）の実績値は4月～6月分の実績による見込み

#### 【第7期計画の見込量】

利用者数、延べ利用日数ともに、令和5年度（2023年度）の実績値をもとに見込みます。生活介護や放課後等デイサービスの閉所後のニーズに対して、日中一時支援事業により支援を行うケースは一定数あることから、利用者数及び1人あたりの利用回数は微増を見込みます。

■第7期計画における日中一時支援事業の年間見込量

項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
利用者数	人	50	52	54
延べ利用日数	日	3,733	3,883	4,033

## ② 訪問入浴サービス事業

## 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、延べ利用回数ともに、令和4年度（2022年度）から見込量を大きく下回っています。

## ■第6期計画における訪問入浴サービス事業の年間見込量と実績値

項目		単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数	見込量	人	11	11	11
	実績値	人	10	7	7
	対見込率	%	90.9	63.6	63.6
延べ 利用回数	見込量	回	1,184	1,184	1,184
	実績値	回	998	818	818
	対見込率	%	84.3	69.1	69.1

注：令和5年度（2023年度）の実績値は4月～6月分の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用人数、利用回数とも平成30年度をピークに減少傾向となっています。ただし、令和3年度（2021年度）以降の1人あたりの利用回数は増加傾向です。年間見込量については、利用者ニーズを勘案して利用回数の増加を見込みます。

## ■第7期計画における訪問入浴サービス事業の年間見込量

項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
利用者数	人	7	7	7
延べ利用回数	回	972	972	972

### ③ 生活訓練事業

#### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、令和3年度（2021年度）は76人に対して、令和5年度（2023年度）は67人と減少していますが、延べ利用日数はほぼ横ばいとなっています。

#### ■第6期計画における生活訓練事業の年間実績値

項目	単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数	人	76	60	67
延べ利用日数	日	155	151	152

注：令和5年度（2023年度）は過去3か年の実績平均を用いた

#### 【第7期計画の見込量】

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の実績をもとに見込みます。1人あたりの利用日数が増加傾向であるため、利用人数の減少率に比べて利用日数の減少率は緩やかになります。

#### ■第7期計画における生活訓練事業の年間見込量

項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
利用者数	人	63	58	54
延べ利用日数	日	150	145	141

## ④ ステップアップ手話講座

## 【第6期計画のサービス利用状況】

平成30年度（2018年度）より、手話奉仕員養成講座の修了レベルの人を対象に、技能向上をめざす講座として、市独自で開講しています。

令和2年度（2020年度）からは新型コロナウイルス感染症対策のため定員を縮小していましたが、令和5年度（2023年度）から当初の定員数に戻しました。

## ■第6期計画におけるステップアップ手話講座の年間実績値

項目		単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
修了者数	実績値	人	6	3	15

注：令和5年度（2023年度）は実績見込み

## 【第7期計画の見込量】

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の実績のうち最大値で見込みます。

## ■第7期計画におけるステップアップ手話講座の年間見込量

項目		単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
修了者数		人	15	15	15

### (3) その他の事業

#### ① 自動車運転免許取得・改造助成事業

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

自動車運転免許取得・改造助成事業の実績は、全年度で1件となっています。

##### ■第6期計画における自動車運転免許取得・改造助成事業の年間実績値

項目		単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
助成件数	実績値	件	1	1	1

注：令和5年度（2023年度）は4～6月までの実績による見込み

##### 【第7期計画の見込量】

第7期計画においても、身体障害のある人で、自動車運転免許取得をしたり、自らが所有し運転する自動車の改造が必要な人に対して、自動車の操向及び駆動装置等の改造をしたりする場合に、かかった費用を助成します。

対象者からの申請に応じて実施する事業であるため、令和5年度（2023年度）の実績値を横ばいで見込みます。

##### ■第7期計画における自動車運転免許取得・改造助成事業の年間見込量

項目		単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
助成件数		件	1	1	1

## ② 障害者（児）タクシー助成事業

## 【第6期計画のサービス利用状況】

障害者（児）タクシー助成事業の助成件数は、令和3年度（2021年度）は1,418件、令和4年度（2022年度）は1,410件、令和5年度（2023年度）は1,420件（見込み）とほぼ横ばいとなっています。

## ■第6期計画における障害者（児）タクシー助成事業の年間実績値

項目		単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
助成件数	実績値	件	1,418	1,410	1,420

注：令和5年度（2023年度）は令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）実績に係る3か年平均とした

## 【第7期計画の見込量】

第7期計画においても、重度障害のある人や児童の社会参加促進と日常生活の利便性の向上を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

利用件数は、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）に係る3か年平均値をもとに見込みます。

## ■第7期計画における障害者（児）タクシー助成事業の年間見込量

項目		単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
助成件数		件	1,420	1,420	1,420

### ③ 障害者（児）訪問理容サービス事業

#### 【第6期計画のサービス利用状況】

障害者（児）訪問理容サービス事業の延べ利用者数は、令和3年度（2021年度）は24人、令和4年度（2022年度）は32人、令和5年度（2023年度）は36人（見込み）と年々増加しています。

#### ■第6期計画における障害者（児）訪問理容サービス事業の年間実績値

項目		単位	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
延べ 利用者数	実績値	人	24	32	36

注：令和5年度（2023年度）は4月～6月の実績による見込み

#### 【第7期計画の見込量】

第7期計画においても、保健衛生の向上及び家族の在宅介護の軽減を図るため、在宅で障害により理容店に出向くことが困難な65歳未満の障害のある人や児童に対し、1年度内4回を限度として、対象者の自宅を訪問してサービスを提供します。

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の実績値をもとに見込みます。

#### ■第7期計画における障害者（児）訪問理容サービス事業の年間見込量

項目		単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
延べ利用者数		人	40	43	45

## 7 児童福祉法に基づくサービスの充実

### (1) 通所支援事業

#### ① 児童発達支援

##### 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数及び利用日数は、計画期間中、見込量を上回っています。

■第6期計画における児童発達支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害の ある児童	見込量	人	125	130	135	人日	1,057	1,081	1,105
	実績値	人	142	150	174	人日	1,121	1,115	1,281
	対見込率	%	113.6	115.4	128.9	%	106.1	103.1	115.9

注：令和5年度（2023年度）は4月～6月の実績を令和4年（2022年）同月と比べて伸び率をもとに算出した見込み

##### 【第7期計画の見込量】

利用者数及び利用日数について、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の実績をもとに見込みます。1人あたり利用日数が減少傾向であるため、利用人数の伸び率に対して利用日数の伸び率は緩やかになっています。

■第7期計画における児童発達支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害の ある児童	利用者数	人	189	203	218
	利用日数	人日	1,327	1,357	1,384

② 医療型児童発達支援

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、利用日数ともに、計画期間中見込量を大きく下回っています。

■第6期計画における医療型児童発達支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害のある児童	見込量	人	17	17	17	人日	170	170	170
	実績値	人	11	8	6	人日	88	54	29
	対見込率	%	64.7	47.1	35.3	%	51.8	31.8	17.1

注：令和5年度（2023年度）は4月～6月の実績による見込み

【第7期計画の見込量】

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）まで大幅に減少した実績をもとに見込みます。

■第7期計画における医療型児童発達支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害のある児童	利用者数	人	5	5	5
	利用日数	人日	19	18	18

## ③ 放課後等デイサービス

## 【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は、計画期間中見込量を上回っています。

利用日数は、令和3年度（2021年度）は4,619日、令和4年度（2022年度）は5,137日で、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）ともに見込量を下回りましたが、年々増加しています。

## ■第6期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害のある児童	見込量	人	393	424	453	人日	4,829	5,215	5,580
	実績値	人	396	435	467	人日	4,619	5,137	5,681
	対見込率	%	100.8	102.6	103.1	%	95.7	98.5	101.8

注：令和5年度（2023年度）は4月～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数及び利用日数について、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の実績をもとに見込みます。

## ■第7期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害のある児童	利用者数	人	502	536	571
	利用日数	人日	6,097	6,499	6,911

④ 保育所等訪問支援

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数、利用回数はともに、計画期間中見込量を上回っています。

■第6期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用回数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害のある児童	見込量	人	8	9	10	回	8	9	10
	実績値	人	15	16	16	回	18	23	23
	対見込率	%	187.5	177.8	160.0	%	225.0	255.6	230.0

注：令和5年度（2023年度）は4月～6月の実績による見込み

【第7期計画の見込量】

利用者数及び利用回数について、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の実績をもとに見込みます。

■第7期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害のある児童	利用者数	人	19	20	20
	利用回数	回	29	33	35

## ⑤ 障害児相談支援

## 【第6期計画のサービス利用状況】

対象は障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童となります。計画の作成やモニタリングについては計画相談支援と同じです。

## ■第6期計画における障害児相談支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害のある児童	見込量	人	88	97	107
	実績値	人	105	117	121
	対見込率	%	119.3	120.6	113.1

注：令和5年度（2023年度）は4月～6月の実績による見込み

## 【第7期計画の見込量】

利用者数について、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の実績をもとに見込みます。

## ■第7期計画における障害児相談支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害のある児童	利用者数	人	129	137	145

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

【第6期計画のサービス利用状況】

利用者数は健康診査や訪問事業等から見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。

■第6期計画における居宅訪問型児童発達支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用回数		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害のある児童	見込量	回	2	2	2
	実績値	回	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0

注：令和5年度（2023年度）は4月～6月の実績による見込み

【第7期計画の見込量】

これまでに利用実績がないことから、利用は見込みませんが、必要時に対応できるような体制の整備を検討していきます。

■第7期計画における居宅訪問型児童発達支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害のある児童	利用者数	人	0	0	0
	利用回数	回	0	0	0

## (2) 発達障害児者に対する支援

発達障害は早期から発達段階に応じた支援を行うことが重要となります。早期支援を充実させるためには、配慮が必要であることの気づきを支援につなげることが重要であるため、各分野の関係機関の情報共有等の連携や相談支援体制の整備に努めるとともに、大阪府発達障がい者支援センター等の専門機関との連携を深めます。

また、本人・家族を含めた支援についても重要であることから、保護者等が子どもの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができることを目的としたペアレントトレーニングやペアレントプログラム等に関して支援体制の確保に努めます。

### (3) 子ども・子育て支援事業のサービス

国の基本指針では、障害のある児童の健やかな育成のための発達支援を図るため、障害のある児童の支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標が盛り込まれています。さらに、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画において、障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、その提供体制の整備について盛り込まれており、本市においてもその実施に努めます。

「大東市子ども・子育て支援事業計画」において記載されている事業で、利用が見込まれる児童の人数を次表にまとめています。

これらの関連施策と緊密な連携をとり、各事業を利用する障害のある児童の把握と適切な対応及び支援体制の整備に努めます。

■大東市子ども・子育て支援事業計画における事業の見込量

事業		単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
幼稚園・認定こども園 (教育施設)	1号認定	人	696	675	655	632	624
	2号認定	人	303	294	286	276	272
保育所・認定こども園 及び地域型保育事業 (保育施設)	2号認定	人	1,497	1,451	1,410	1,360	1,342
	3号認定	人	1,051	1,090	1,104	1,118	1,130
時間外保育事業		人	921	945	966	991	1,002
放課後児童 健全育成事業	低学年	人	972	971	977	973	974
	高学年	人	284	305	335	364	396
子育て短期支援事業		人日	30	30	30	30	30
地域子育て支援拠点事業		人回	118,312	118,325	118,334	118,346	118,360
一時預かり事業	幼稚園・認定こども園	人日	102,025	99,176	96,472	48,000	48,500
	上記以外	人日	3,616	3,658	3,769	3,940	3,859
病児・病後児保育事業		人日	689	777	852	949	1,003
ファミリー・サポート・センター事業	就学児	人日	629	652	694	723	708
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業		人	840	811	788	765	771
養育支援訪問事業		人	15	16	17	18	19
妊婦健康診査	実人数	人	1,312	1,272	1,236	1,198	1,163
	延べ回数	人回	10,111	9,780	9,575	9,306	9,053

## 第4章 制度の円滑な推進

### 1 サービス利用の環境整備

#### (1) 情報提供・相談支援の充実

障害のある人が必要な情報を得られるように、市は多様な媒体による周知と意思疎通支援に取り組み、併せて関係機関に周知します。

また、障害のある人が地域生活を営むことができるために、インフォーマルな支援を含めて必要なサービス等が適正に利用できるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。

判断能力が不十分な障害のある人に対し、成年後見制度に関する情報提供や申立てへの支援等を行い、制度を円滑に利用できるように支援します。

#### (2) サービスの質の確保

地域生活を営むことを支える障害福祉サービスの整備が進む中で、第7期においては、「生活」と「就労」に対する支援の充実を図ります。サービスの質を確保する取組では、都道府県が障害福祉サービス事業所の事業内容等の情報を公表することとなっています。このような情報公開が、利用者の事業所の選択に役立ち、事業所のサービスの質の向上にも寄与するため、引き続き障害のある人への周知を図っていきます。

## 2 計画の推進

### (1) 障害のある人への理解促進と計画の広報・周知

関係する障害福祉サービス等事業所をはじめ、就労・雇用関係機関、学校、医療機関、地域住民等が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人と共にこの計画の理念を共有し、障害のある人の地域における自立した暮らしの実現に向けて取り組むことが重要です。

そのため、障害及び障害のある人への理解を深めるための啓発事業を充実するとともに、広報やホームページをはじめ多様な媒体を活用してこの計画の周知を図ることが必要です。

### (2) 地域や医療機関、企業等との連携

障害のある人の高齢化や医療的ケアの促進、就労・雇用支援や虐待の防止、差別の解消及び合理的配慮の促進、地域での見守り支援の充実等を図るにあたり、市民や地域団体、医療機関、企業等の理解と協力が必要です。

そのため、課題や分野に応じて自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、障害者団体、サービス提供事業者、医療機関、企業等とのそれぞれの連携強化に努めます。

### (3) 関係機関・庁内の推進体制の充実

この計画の推進にあたっては、障害のある人の就労・雇用支援や地域生活への移行と継続、高齢化、障害のある児童の支援、医療的ケア等、障害福祉分野のみならず、保健・医療・介護、人権、教育、住宅等の多様な分野との連携が必要です。

そのため、関係機関・関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

### (4) 大阪府・近隣自治体との連携

この計画の推進にあたっては、サービスの調整やサービス基盤の整備、就労・雇用支援、人材の育成等のため、大阪府や近隣自治体等との広域的な対応が必要です。

そのため、大阪府や近隣自治体との連携を図ります。

### (5) 計画の進行管理

この計画に掲げた事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更などを行うこととなっています。

成果目標については、少なくとも年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、中間評価の際には、大東市障害者総合支援協議会の意見を聴くなどして、その結果について公表していきます。

## 資料編

## 1 計画の策定経過

## 計画の策定経過と策定体制

年月日	項目	内容
令和5年 (2023年) 6月20日	第1回大東市障害福祉 計画(第7期)策定委 員会	1. 議事 (1) 障害福祉計画(第7期)策定の概要説明 (2) スケジュールについて (3) その他
7月21日	第1回大東市障害福祉 計画(第7期)作成市民 会議	1. 委嘱状交付 2. 会長・副会長選出 3. 議事 (1) 障害福祉計画(第7期)策定の概要説明 (2) スケジュールについて (3) アンケートについて (4) その他
8月1日～ 8月20日	市民アンケート調査	障害者(児)の福祉サービスの利用実態や福祉に関 する意識などを把握するため、市民に対してアンケ ート調査を実施しました。 【対象】 障害者：配布872件、回収357件 障害児：配布286件、回収103件
8月8日～ 9月1日	団体・事業所へのアンケ ート調査	障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供に 関する現状と課題を把握するため、団体・事業所に対 してアンケート調査を実施しました。 【対象】 団体：配布6件、回収5件 事業所：配布98件、回収44件
9月29日 10月11日	団体・事業所へのヒアリ ング	アンケート調査を受け、より具体的な現状と課題 等を把握するため、団体・事業所に対してヒアリング 調査を実施しました。 【対象】3団体 1法人
10月27日	第2回大東市障害福祉 計画(第7期)作成市民 会議	1. 議事 (1) アンケート及びヒアリング調査の結果に ついて (2) 各種障害福祉サービスの進捗状況と見込量 (案)について (3) 今後のスケジュールについて

年月日	項目	内容
11月6日	第2回大東市障害福祉計画（第7期）策定委員会	1. 議事 (1) これまでの経過について (2) アンケート及びヒアリング調査の結果について (3) 各種障害福祉サービスの進捗状況と見込量（案）について (4) 今後のスケジュールについて
12月7日	第3回大東市障害福祉計画（第7期）作成市民会議	1. 議事 (1) 第2回大東市障害福祉計画（第7期）作成市民会議後の経過報告 (2) 大東市障害福祉計画（第7期）素案の修正点について (3) 今後のスケジュールについて
12月14日～ 12月28日	パブリックコメントの実施	①市報、ホームページに掲載 ②障害福祉課及び情報コーナー等に配架
令和6年 （2024年） 1月9日	第4回大東市障害福祉計画（第7期）作成市民会議	1. 議事 (1) 大東市障害福祉計画（第7期）（案）について （パブリックコメント実施後における変更点等）
1月12日	第3回大東市障害福祉計画（第7期）策定委員会	1. 議事 (1) 大東市障害福祉計画（第7期）（案）について

## 大東市障害福祉計画作成市民会議規則

平成 26 年 7 月 16 日

規則第 32 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例（平成 24 年条例第 29 号）第 3 条の規定に基づき、大東市障害福祉計画作成市民会議（以下「市民会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 市民会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 障害児団体関係者
- (4) 障害者施設関係者
- (5) 障害者就労支援関係者
- (6) 居宅介護事業所関係者
- (7) 地域自立支援関係者
- (8) 相談支援事業者
- (9) 障害当事者
- (10) 公募市民
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、大東市障害福祉計画を策定した日までとする。

3 市民会議に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 会長は、必要に応じ、市民会議に部会を設置することができる。

## (会議)

第 3 条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し市民会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第6条 市民会議の庶務は、福祉・子ども部障害福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、市民会議の組織および運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される市民会議の招集及び会長が選任されるまでの間の市民会議の主宰は、市長が行う。

## 大東市障害福祉計画（第7期）作成市民会議名簿

（規則第2条記載順）

	委員名	所属	区分
1	◎小寺 鐵也	種智院大学	学識経験者
2	松好 直樹	大東市身体障害者福祉会	障害者団体関係者
3	山田 太一	大東市視覚障害者福祉協会	障害者団体関係者
4	池宮城 弘	大東市聴力障害者協会	障害者団体関係者
5	竹中 利枝子	DAPの会	障害児団体関係者
6	丸谷 昌広	ハートフル北条 (大東市障害者自立ネットワーク)	障害者施設関係者
7	藤井 春樹	ワークボックス大東 (大東市障害者自立ネットワーク)	障害者施設関係者
8	松本 弘平	ヘルパーステーションりんく	障害者施設関係者
9	北口 信二	就労支援統括センターみいーん	障害者就労支援関係者
10	上田 美里	大東市コミュニティーソーシャルワーカー協議会	地域自立支援関係者
11	○松井 昭憲	大東市基幹相談支援センター	相談支援事業所
12	勝本 彰		公募市民
13	上野 繁		公募市民
14	川見 清豪	株式会社S&S リハビリ訪問看護ステーションファミリア (大阪府中小企業家同友会大東四條畷支部)	市長が必要と認める者 (一般企業関係者)

◎は会長、○は副会長

# 大東市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年6月29日

要綱第51号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、主務大臣の定める基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画である大東市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大東市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を考慮しつつ、計画を策定する事務を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関すること。
- (2) 前号の障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策に関すること。
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、福祉・子ども部長及び別表に掲げる職にある者を充てる。

- 2 委員会に会長を置き、福祉・子ども部長を充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ、委員会に部会を設置することができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉・子ども部障害福祉課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年要綱第23号）抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年要綱第35号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年要綱第18号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年要綱第17号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年要綱第41号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年要綱第25号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年要綱第15号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年要綱第13号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第62号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第39号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第35号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第69号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉・子ども部	福祉政策課長 障害福祉課長 こども家庭室課長
保健医療部	高齢介護室課長 地域保健課長
産業・文化部	産業経済室課長

## 2 用語の説明

### 《あ行》

#### 【意思疎通支援】

聴覚障害のある人で外出先での意思の疎通を図る上で支障があるときに手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。

#### 【一般就労】

企業等への就職（就労継続支援A型及び福祉工場の利用は除く。）や在宅就労、自らの起業をいいます。

#### 【移動支援】

外出時においてひとりで外出できないなど支援が必要な方を対象に移動にかかわる支援を行います。

#### 【医療型児童発達支援】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービスです。

#### 【医療的ケア】

高齢者や重度障害のある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他にいまだ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

医療的ケアは、医師または看護師にしか認められない行為の一部を平成23年（2011年）から「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施が認められるようになりました。

令和3年（2021年）には、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加し、その実態が多様化していることに対応するために「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、医療的ケア児とその家族に対する支援が切れ目なく行われなければならないことなどが基本理念に定められています。

## 《か行》

### 【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排泄、食事や日常生活上の援助を行うサービスです。

### 【強度行動障害】

自傷、他傷、こだわり、睡眠の乱れ、異食、多動、ものを壊すといった本人や周囲に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。

### 【居宅介護】

自宅で入浴や排泄、食事等の介助を行うサービスです。

### 【居宅訪問型児童発達支援】

障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

### 【計画相談支援】

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人と、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行います。

### 【高次脳機能障害】

脳の機能の中で、生命維持にかかわる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態をいいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなる等の精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになります。また、外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

### 【行動援護】

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助等を行うサービスです。

**【合理的配慮】**

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮をいいます。

**《さ行》****【施設入所支援】**

施設に入所する方に、入浴や排泄、食事、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

**【自動車運転免許取得・改造助成等】**

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。ただし、所得制限があります。

**【児童発達支援】**

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

**【児童福祉法】**

児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理について、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責務、児童福祉司などの専門職員、福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用負担等について定めています。

**【重度障害者等包括支援】**

常に介護が必要であり介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。

**【重度訪問介護】**

重度の障害があり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動などを総合的に行うサービスです。

**【就労移行支援】**

一般企業等への就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。

**【就労継続支援A型】**

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。A型は雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人で、特別支援学校卒業者や一般企業を離職した人が対象になります。

**【就労継続支援B型】**

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。B型は就労の機会を通して生産活動の知識や能力の向上が見込まれる人や過去に一般企業に就職していたが年齢や体力面の問題で雇用されることが困難になった人たちが対象になります。

**【就労選択支援】**

障害のある人の希望する職種や労働条件、必要な合理的配慮、本人の能力や適性をアセスメントにより確認した上で、本人に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。

**【就労定着支援】**

就労移行支援等により一般就労した人の、自宅や企業に訪問し、生活や就労の相談や連絡調整を行い継続して就労できるように支援を行います。

**【障害児相談支援】**

通所支援を利用する児童のサービス等利用計画を作成します。

**【障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）】**

この法律は、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること」を目的として、平成24年（2012年）10月1日に施行されました。そして国や地方公共団体、障害のある人の福祉施設従事者、使用者等に障害のある人への虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務を課す等を定めています。

**【障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）】**

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし

て、平成28年（2016年）4月1日に施行されました。そして、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、差別を解消する取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成することを主に定めています。

#### **【障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)】**

障害者自立支援法に代わる新たな法律として、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として、平成25年（2013年）4月1日に施行されました。

#### **【自立訓練（機能訓練、生活訓練）】**

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### **【自立生活援助】**

障害者支援施設やグループホーム等の利用者がひとり暮らしをする場合に、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。

#### **【生活介護】**

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービスです。

#### **【成年後見制度】**

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、自分には不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまうなどの恐れがあります。成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人に代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって本人を保護・支援するのが成年後見制度です。

#### **【相談支援】**

障害のある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うサービスです。

## 《た行》

### 【大東市グループホーム等開設等補助金交付事業】

障害のある人が住み慣れた地域での生活の継続または地域生活への円滑な移行を推進するため、対象となる事業者に対し、グループホームの開設や改修または短期入所の開設を行う際に、補助金を交付しています。令和5年度（2023年度）より、補助対象法人を拡大するとともに、重度障害のある人の受け入れに対応するための、スプリンクラーの設置工事も対象としています。

### 【短期入所（ショートステイ）】

在宅の障害のある人（児童）を介護する方が病気の場合などに、障害のある人（児童）が施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

### 【地域移行支援】

障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

### 【地域活動支援センター】

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図るために、障害のある人等が日中に通う施設です。

### 【地域定着支援】

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

### 【同行援護】

視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスです。

## 《な行》

### 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

### 【日常生活用具給付等事業】

日常生活用具とは実用性が認められた安全に使用できる用具で、日常生活の困難を改善し、自立支援につながるものとされています。ただし、開発や改良に専門知識を要するもので、一般的に普及していないものと規定されています。

日常生活用具給付等事業では、以下に関して給付を行っています。

- ・介護・訓練支援用具
- ・情報・意思疎通支援用具
- ・自立生活支援用具
- ・排泄管理支援用具
- ・在宅療養等支援用具
- ・住宅改修費

### 【日中一時支援】

日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行うものです。

## 《は行》

### 【発達障害】

ADHD（ADD）－注意欠陥障害（注意欠陥・多動性障害）、LD－学習障害、アスペルガー症候群・高機能自閉症等を発達障害といいます。ADHD（ADD）は不注意と多動（衝動）性の症状が主な発達障害で、LDは読む、話す、書く、聞く、計算する等を正確にできにくいなど、学習能力に課題がある障害です。アスペルガー症候群・高機能自閉症は、知的には遅れはないが自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的に話すなど、コミュニケーションの課題が見受けられます。

### 【パブリックコメント】

市の基本的な施策に関する計画などを策定するにあたって、事前に内容を公表して市民の皆さまから意見を募集し、それらを踏まえて決定するとともに、提出された意見とその意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

### 【ひきこもり】

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。

### 【ペアレントトレーニング】

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つです。

**【保育所等訪問支援】**

保育所等を訪問し、支援が必要な児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

**【放課後等デイサービス】**

学校の授業終了後や学校の休校日に、施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

**【法定雇用率】**

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に、民間企業、国、地方公共団体等は、一定の雇用率に相当する数以上の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人を雇用しなければならないと定められており、その雇用率を法定雇用率といい、今後段階的に引き上げられる予定となっています。

**【訪問入浴】**

訪問入浴を利用しなければ入浴が困難な在宅の方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。

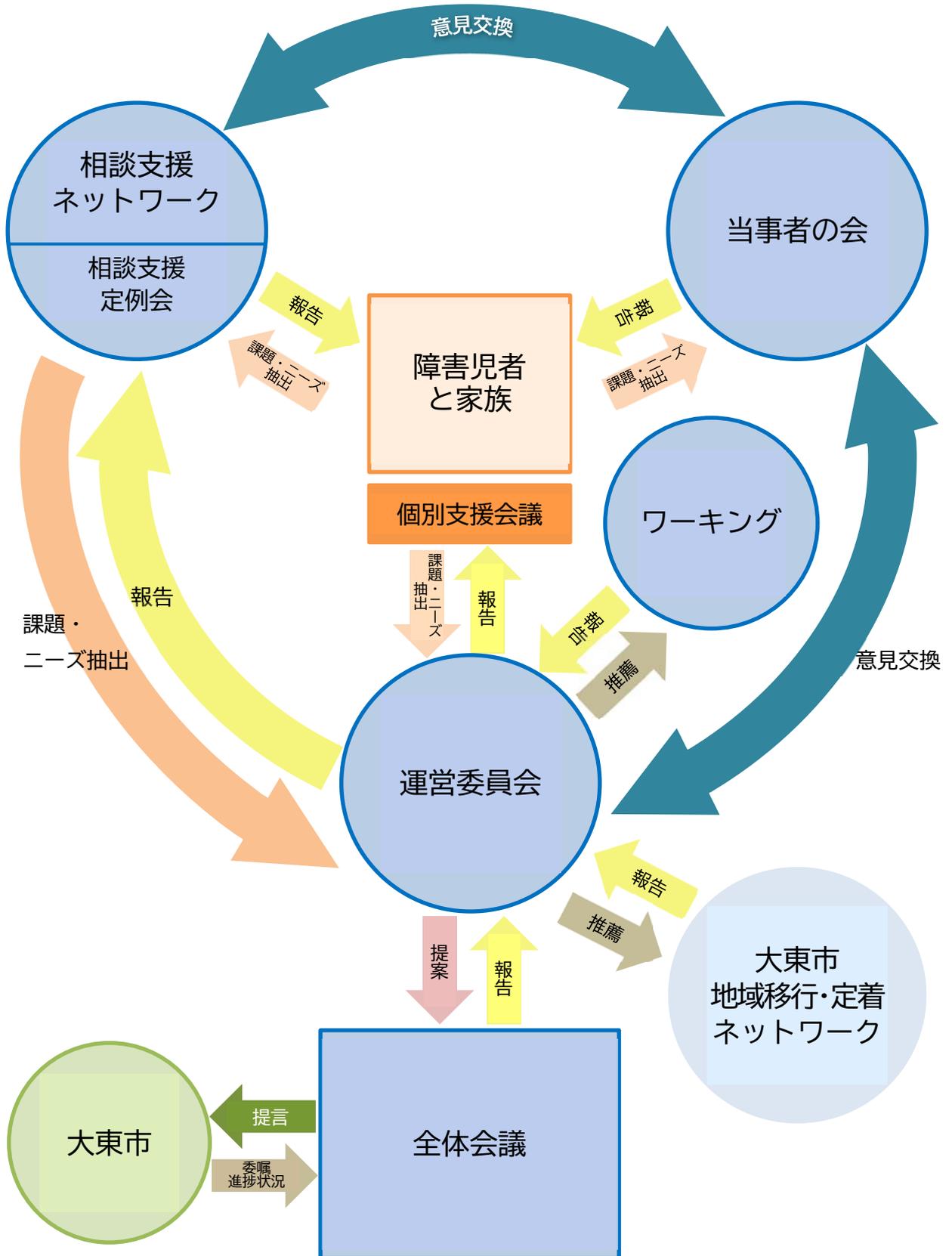
**《ま行》****【モニタリング】**

ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすることです。

**《ら行》****【療養介護】**

医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を提供するサービスです。

大東市障害者総合支援協議会組織図





## 大東市障害福祉計画（第7期）

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

令和6年（2024年）3月

編集・発行 大東市 福祉・子ども部 障害福祉課  
こども家庭室保育幼稚園グループ

〒574-8555

大阪府大東市谷川1丁目1番1号

TEL：072-872-2181（代）

FAX：072-873-3838

リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

印刷物番号

5-102